

## 平成29年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成29年6月15日（木曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）
- 第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）
- 第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算 平成29年3月31日専決）
- 第 9 承認第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて
- 第10 報告第 1号 平成28年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第12 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第13 同意第 3号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 4号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 同意第 5号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 同意第 6号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 7号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 8号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 9号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第20 一般質問
- 第21 議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定について
- 第22 議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算
- 第23 議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 第25 議案第33号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
第26 議案第34号 戸籍事務の一部委託に関する協議について  
第27 議案第36号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算  
第28 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 佐藤奈緒君  | 2番 | 長谷川克弘君 |
| 3番 | 西浦岩雄君  | 4番 | 宮崎泰宗君  |
| 5番 | 細谷久雄君  | 6番 | 東海林繁幸君 |
| 7番 | 星川三喜男君 | 8番 | 村山義明君  |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |         |        |
|---------|--------|
| 町長      | 小林生吉君  |
| 副町長     | 遠藤義一君  |
| 教育長     | 田邊彰宏君  |
| 総務課参事   | 長尾享君   |
| 総務課参事   | 野露みゆき君 |
| 総務課主幹   | 庵日鶴君   |
| 産業課長    | 平中敏志君  |
| 農業委員会会長 | 森川健一君  |
| 産業課参事   | 藤田徹君   |
| 産業課参事   | 多田優彦君  |
| 産業課主幹   | 永田剛君   |
| 産業課主幹   | 西川明文君  |
| 建設課長    | 山内功君   |
| 建設課主幹   | 千葉靖宏君  |
| 保健福祉課長  | 吉田智一君  |
| 保健福祉課参事 | 黒瀧仁司君  |
| 保健福祉課主幹 | 北村哲也君  |
| 教育次長    | 工藤正勝君  |
| 教育委員会主幹 | 野田繁実君  |
| 教育委員会主幹 | 相馬正志君  |
| 国保病院事務長 | 小林嘉仁君  |

国保病院事務次長	西 村 智 広 君
出 納 室 主 幹	今 野 真 二 君
自 動 車 学 校 長	大 川 勝 弘 君
認 定 こ ど も 園 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	矢 上 裕 寛 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 め ぐ み 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成29年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、1番、佐藤さん、2番、長谷川さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成29年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月31日及び6月5日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期ついて、本定例会の会期は本日6月15日から6月16日までの2日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会とする。

2、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

3、中頓別町農業委員会委員の選任に対する同意は、一括議題とする。

4、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。

5、提案された議案の取り扱いについて、議案第30号、議案第35号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は本会議で審議する。

6、閉会中に受理した陳情の取り扱いについて、全議員に写しを配付し、発議者を募る取り扱いとしたが、発議者はなく、議長預かりとした。

7、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了まで、役場町民ホールに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月15日から6月16日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月15日から6月16日までの2日間とすることに決定しました。

### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第1回変更につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第2回定例会、大変ご多用の中、全議員のご出席を賜りまして本当にありがとうございます。

最初に、行政報告を2点させていただきますと思います。

1点目は、平成28年度における国民健康保険税の賦課誤りの件についてであります。平成28年度国民健康保険税賦課事務に当たり「課税限度額（医療分・後期高齢分・介護分）」の算定を誤ったまま納付書を送付していたことが発覚し、直ちに詳細確認を行ったところ、賦課漏れ対象者が23件、賦課漏れ額が91万2,700円であることを確認し、すぐに全ての対象者に対し個別訪問により状況の説明と謝罪を行い、出納閉鎖期間内（5月末日）での追加納付をお願いし、結果全ての対象者から出納整理期間内に納付していただき、完納となったところです。しかしながら、こうした不祥事は決してあってはならないものであり、担当課長に対してすぐに「事故報告書」の提出を指示し、「職員の分限、懲戒及び賠償審査委員会設置規程」に基づき、事故報告書の内容について審査委員会で審議を行い、最終的に私より事件本人と管理監督者に対して「本件不祥事により行政への信頼を著しく失墜させた行為」であることから、厳しく反省を促し、職務へより一層精励す

ると共に業務の遂行の改善を図るように処分を行ってまいりました。いずれにいたしましても、本事件の対象となられた方々はもとより、多くの町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことに対し、心から深くお詫びを申し上げますところであります。今後こうした事態を発生させないよう、改めて職員一同一丸となって職務を遂行してまいります。重ねてのおわびでありますけれども、こうした町民の信頼を失墜するような事務の誤りが今後起こらないように、職員と心を新たに今後事務を進めていくようにしたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

2点目は、中頓別町立歯科診療所に関する状況についてであります。中頓別町立歯科診療所の業務につきましては、平成25年4月から杉澤宗一郎歯科医師との間で平成28年4月1日から5年間の契約で診療業務に関する契約をしていましたが、杉澤医師より「一身上の都合により本年2月12日付契約解除」の申し出があり、この間新たに木村一俊歯科医師との間で契約を結ぶことで協議を進め、この度決定したものです。木村氏は、北海道大学歯学部を卒業した69歳で、木古内町立国保病院歯科創設準備診療を経た後、村立占冠歯科診療所長及びトマム歯科診療所開院に携わり、それぞれの歯科医院を北海道大学同窓に引き継ぎ、その後占冠歯科医院を開院し、主として時間外診療や予約診療もれ患者、村内外の訪問診療にあたってこられた方です。「己の技術が必要とされるところで役に立ちたい。中頓別町において歯科医療の基盤を築き、後継に体制を継承し住民の安心を持続的・永続的なものにしていきたい」との強い思いを持って、当町での歯科診療にあたっていただくことになりました。現在も占冠歯科医院に受診している患者様がおり、占冠村の診療所に引き継ぐため、当分の間当町での週末診療に制限がかかりますが、来週6月19日から診療を開始することとなっております。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、行政報告の中でまず1点目、国民健康保険税の賦課の誤りの件についてでございますが、そもそも事件の発生の原因は何だったのか、まず町長に伺います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 原因についてでありますけれども、先ほど報告をさせていただいたとおり、賦課限度額が今年の3月に引き上げ改正がされていたところでありますけれども、条例改正等につきましては保健福祉課のほうで担当し、賦課に関する事務は総務課というような中で、これらの制度改正に関する情報をきちんと伝達を受けて、その改正に沿った事務を行うことができなかつたということでありまして、発見の時期もできるだけ速やかに発見されるべきところではあったと思いますけれども、年度末になつての発覚というようなことでありました。その辺につきましては、条例所管サイドにおいても適切に情報の提供をするとともに、賦課担当におきましても必ず限度額を含めた制度改正等につい

て適切に行うというようなことを今後は徹底するようというようなことで取り進めていきたいというふうに思っております。大変申しわけありません。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） ただいまの町長の点はわかりましたけれども、5月22日に議員協議会で書類等も出されましたけれども、この中で副町長の弁解ではないのですけれども、議会に全管理職は出ているけれども、末端の職員までには議案の有無は伝わっていませんかったというようなこともおっしゃられておりましたけれども、職員はその席にもいましたけれども、町民に対して何ら勉強もしない。そして、ましてや委託電算会社に指示を出すのは税務担当ですよね。誤りが防げなかったのは、私はやっぱり総務課のほうではないのかなと思っておりますし、この行政報告の中に事件本人と管理監督者に対して、本件不祥事によって行政の信頼を失いと、これはどのような処分をしたのか。担当課長、それとその下の部下、そして総務課で処分等々が行われたのか、再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） おっしゃるとおり、最終的には税務担当部署の責任ということでありまして、総務課の職員に対して先ほど申し上げました審査会の答申に基づきまして、担当者については訓告、上司については厳重注意、あわせて現副町長につきましても当時の担当課長ということでもありますので、私のほうから厳重注意というような形での処分とさせていただいているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それと、もう一点、このことに関して23件、ほとんど酪農家ということでしたけれども、そのうちの1件は私のところなのでございますけれども、自分たちのミスではない、職員のミスであって、そして確かに説明等々で職員は回ってこられたということですが、あえて私は31日まで黙っておいたわけなのです。本来であれば、こういう職務をしていなければ、私はあえて納めなかったのかなと、ちょっと反抗しようと思ったほどでございます。その件に関して職員から電話がありました。30日付です。それは、私が受けました。その分納めましたかです。そういう言い方ありますか。納めましたかではありませんでしょう。31日まで納めてください、それで終わっているのです。それと、皆さん31日付で納めておりますが、その後課長もしくはその職員、23件のところに出向きましたか。それが常識ではないでしょうか。出向いて、今後また気をつけますということを再度言って歩くのが職員でないですか、それが住民に対してのサービスではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変申しわけありません。本件の事務処理に関して、今議員おっしゃられたように当該関係者に対してご不快な思いをさせたということがあったことについて、今ご質問いただいて初めて私のほうでも認識をいたしました。その件につきましては、本当に心からおわびを申し上げたいというふうに思いますし、残る関係者の方につき

ましても改めて誠意を持ってその件に関する対応をさせていただきたいというふうに思います。本当に申しわけありませんでした。

なお、大変申しわけありません。先ほど私処分に関して逆にお伝えをしてしまいました。担当職員については経験の浅い職員だったということであって、担当職員のほうが厳重注意、上司に当たる職員についての訓告ということでありました。申しわけありません。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 私も1点、前年度分の国保税の算定ミスについて伺いたいと思うのですけれども、報告の関係についてというようなことで、この件については先ほど星川議員もおっしゃられましたけれども、5月22日に議員に説明がありました。その後今月5日に公表という形で、6日の新聞報道になったのかなと思います。また、議会への説明以前に、行政報告の2番目にもありますけれども、新たな歯科医について町長からお話があったときに、別件で、これはいい話ではないのだけれどもというようなことで、しっかり精査してから報告していただけるということで、恐らくこの件だったのかなというふうに思うのですけれども、原因などを明確につかんでからご説明いただくべきであるというふうには、私もこれはそう思うのですけれども、果たして今回のこのような流れが適切だったのかなというところが、こういったことがあった場合に少しでも早く、例えば広報などを通じて町民の皆さんにおわびをするべきではないかなというふうに思います。みずから会見を開くとか、そういった対応が今後あった場合には必要なのではないかなというふうに思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど申し上げましたように、まだ私も詳細なところについては把握できていなかったというところもありまして、最初議会のほうに回らせていただいたときにはその件については申し上げられなかったということでもありますけれども、こういったミスがあった際には、必ず公表するという考え方を基本にするというふうに考えていますし、その時期やタイミングについてもできるだけ速やかに行うというような考え方を持って今後徹底をしていきたいというふうに思います。年度末のぎりぎりだったというところもありまして、大変慌ただしく事務をせざるを得なかったというところについてはぜひご理解を賜りたいところでもありますけれども、今後につきましては今申し上げましたとおり基本的な考え方に立って進めていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎承認第1号



○議長（村山義明君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）につきましては、野露総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野露総務課参事。

○総務課参事（野露みゆき君） それでは、12ページをお開きください。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日提出、中頓別町長。

1、中頓別町税条例の一部を改正する条例。

50ページをお開きください。改正の要旨です。

それでは、内容が多岐にわたりますので、本日配付しております中頓別町税条例の改正概要で説明いたします。A4判の両面印刷になっている2枚のホチキスどめになっております資料です。

それでは、説明いたします。第33条は、所得税の課税基準に関する規定で、法律改正に合わせて改正するもので、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、第33条の改正に伴う所要の規定を整備するものです。

第48条は、法人の町民税の申告納付に関する規定で、法律の改正に合わせて改正するもので、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備するものです。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続に関する規定で、法律の改正に合わせて改正するもので、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備するものです。

第61条は、固定資産税の課税標準に関する規定で、法規定の新設及び法律改正に合わせて改正するもので、震災などにより滅失などした償却資産にかわる償却資産などに対する固定資産税の課税標準の特例についての規定を整備するものです。

第61条の2は、法第349条の3第28項などの条例で定める割合に関する規定で、法律改正に合わせて新設するものです。わがまち特例の割合を定める規定を整備するものです。

第63条の2は、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出に関する規定で、法律改正に合わせて改正するもので、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法などに関する規定を整備するものです。

第63条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申し出に関する規定で、法律改正に合わせて改正するものです。

第74条の2は、被災住宅用地の申告に関する規定で、法律改正に合わせて改正するもので、被災市街地復興推進地域に定められた場合には震災など発生後4年度分に限り、特例を適用する常設規定を整備するものです。

次のページになります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法律改正に合わせて適用期限を3年間延長することを規定するものです。

附則第10条は、読みかえ規定で、これも法律改正に合わせて改正するものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、法規定の新設に合わせて新設及び改正するものです。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例に関する規定で、法律改正に合わせてグリーン化特例の適用期限を2年延長する規定を整備するものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定で、法規定の新設に合わせて新たに規定するものです。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法律改正に合わせて改正するもので、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

附則第17条の2は、優良住宅の造成などのために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法律の改正に合わせて従前の適用期限を3年間延長するものです。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、法律改正に合わせて町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

20ページの附則になります。20ページをお開きください。施行期日、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

第2条では2項にわたり町民税に関する経過措置に関する規定を整備、第3条では4項にわたり固定資産税に関する経過措置に関する規定を整備、第4条では3項にわたり軽自動車に関する経過措置規定を整備しております。

第5条では、平成28年条例第25号となる中頓別町税条例などの一部を改正する条例に関する規定を整備するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）は承認することに決しました。

#### ◎承認第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）につきましては、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、51ページをお開きください。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

52ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日、中頓別町長。

条例は、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

56ページをお開きください。改正の要旨であります。地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第118号）が平成29年3月31日に公布され、関係する規定が4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の減額について5割軽減及び2割軽減となる所得の範囲を改正するものであります。

改正内容につきましては、表にありますとおり、軽減割合5割のところでは改正前33万円と26万5,000円に加入者数で計算しているものが26万5,000円から27

万円に増額、軽減割合2割につきましても33万円と48万円に加入者数で計算していたものが48万円から49万円に増額するもので、改正後は対象となる所得額の範囲が広がるという内容であります。

53ページにお戻りください。中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険税条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附則であります。施行期日、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険税について適用し、平成28年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 平成29年3月31日専決）は承認することに決しました。

#### ◎承認第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求める件（平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算 平成29年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算 平成29年3月31日専決）につきまして、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 57ページをお開きください。承認第3号 専決処分の

承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

58ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日、中頓別町長。

内容につきましては、平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正に関するものであります。

60ページをお開きください。平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,783万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日提出、中頓別町長。

66ページをお開きください。事項別明細書、歳出からご説明いたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、既定額に244万3,000円を追加し、1億5,853万7,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金におきまして、3月定例会時点での療養給付費の決算見込みに対し、想定以上の医療費請求があったことによるものであります。3月時点での決算見込みにおきましては、過去3年から4年の実績及び平成28年度中の医療費の実績により、年度内に支払うべき医療費のうち、平成29年1月診療分及び2月診療分の支払い見込み額を計算し、決算見込みを想定していましたが、想定額につきましては1月及び2月に想定される請求見込み額に、年に数件ではあります、単発でがんですとか大きな手術を想定し、1件当たり200万円から250万円程度を上乗せし、決算見込みを行ってまいりました。しかし、1月から2月の診療におきまして、1名の被保険者に対する継続的な医療になりますが、想定外の高額で550万円程度の医療行為がされたことから、大幅な不足が生じたことが主な要因と考えております。

64ページをお開きください。歳出合計、既定額に244万3,000円を追加し、2億9,783万円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。65ページをお開きください。5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金では、既定額に244万3,000円を追加し、1,388万9,000円とするもので、1節調整交付金で道からの特別調整交付金の確定に

よるものであります。

63ページをお開きください。歳入合計、既定額に244万3,000円を追加し、歳入合計2億9,783万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

なお、今後におきましては、このようなことが起きないように決算見込みにおきましてもこれまで以上に慎重に精査してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、簡単であります、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） ちょっと異例だったのです。少なくとも議会の議決がなければ予算化できないのが原則なのだけれども、専決処分と言うなれば勝手に町長が予算を決めてしまう、そういう効力があるのです。従来を顧みても特に補正予算を専決処分をした例は私は余り記憶にないのだけれども、これが単なる医療給付の見込み違いということだけで済まされるのか。ちょっと心配になってきた。それであればこれからもあり得るような気がするのだけれども、その辺何で特別にこういった形になったのか。

それと、平成28年度予算であるから、3月31日付でせざるを得ないという状況もわかるのだけれども、これが議会を開く暇がないから専決処分したというのだけれども、議会を開く暇がなかったのですか、それをお聞きします。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を開きます。

町長。

○町長（小林生吉君） 大変申しわけありません。若干事実誤認がありまして、3月31日で金額が明確になって、大変申しわけありませんでしたけれども、議会を招集することができなかったということで、専決処分とさせていただいているということでご理解を賜りたいと思っております。先ほど課長のほうからも説明を申し上げていますが、本当に想定外な給付が1件発生してしまったということでした。年度末のところはかなりぎりぎりのところで、こちらのほうも繰出金の関係とかもありまして予算の精査をしてもらっているというようなところもあって、その変動に対応できなかったという経緯でありますけれども、今後につきましてはそのあたりも今後このようなことが起こらないような適切な見込みをもってやっていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思っております。

専決処分そのものがないということではありませんけれども、これまで本町におけ

る議会との経緯を踏まえると、極力専決処分ではなく議会を招集するという考え方を基本にしていきたいというふうに思っております。今回につきましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求める件（平成28年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算 平成29年3月31日専決）は承認することに決しました。

#### ◎承認第4号

○議長（村山義明君） 日程第9、承認第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したので、地方税法第423条第5項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

氏名、松田恵裕。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

本件につきましては、4月28日付にて前任の石井進氏より一身上の都合により固定資産評価審査委員会委員に関する辞職願が提出されたということに伴いまして、地方税法第423条第4項の規定により、遅滞なく補欠委員を選任するべく、当該松田氏に要請し、本人の同意を得たところでありますけれども、議会が閉会中であつたため、同条第5項の規定により今回承認を求めるものであります。

松田氏につきましては、固定資産に関する識見も高く、適任と判断をしております。

どうぞご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求める件は承認することに決しました。

#### ◎報告第1号

○議長(村山義明君) 日程第10、報告第1号 平成28年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 報告第1号 平成28年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 長尾総務課参事。

○総務課参事(長尾 享君) それでは、報告させていただきます。

1ページをごらんください。報告第1号 平成28年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

2ページをごらんください。平成28年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回の報告の事業につきましては、平成28年度に議決された補正予算事業2件を金額、財源内訳のとおり平成29年度に繰り越して執行するものであります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、通知カード・個人番号カード関連事務委託事業14万4,000円及び10款教育費、1項教育総務費、事業名、教員住宅建設事業7,752万8,000円は、第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は7,767万2,000円、財源内訳は国、道支出金3,902万9,000円、町債3,560万円、一般財源304万3,000円となっております。

以上、簡単ではありますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。



◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第11、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告については、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、説明させていただきます。議案の3ページになります。報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

資料の1をごらんいただきたいと思います。説明の前に、大変申しわけございません。資料の中の訂正をお願いしたいと思います。資料1の株主総会議案の5ページになります。第29期の営業報告の中で、大変申しわけありませんが、この中の売り上げ状況というところの中の1行目でございますが、前年度対比27.7%と記載されておりますが、正しくは前年度対比127.7%の誤りでございます。あわせて、その後に（3,858万6,550円）の後に「増額」となっておりますが、この「増額」が間違いであります。削除していただきたいと思います。大変申しわけありません。よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。同社の定期株主総会は5月27日、ピンネシリ温泉研修室にて開催され、第29期の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び第29期監査報告が行われ、原案のとおり承認されております。また、同じく平成29年度、第30期の営業計画及び収支予算の審議も行われ、原案どおり決定されたところであります。

では、第29期の営業報告並びに決算内容についてご説明させていただきます。5ページ、営業報告をごらんいただきたいと思います。第29期の営業の概況につきましては、まず宿泊部門では町内公共事業の工事関係者の宿泊利用が多くなったことにより、前年度対比121.6%、人数にして657名の増と増加、入館者数におきましても前年度対比が111.5%、人数にして1,200名の増となっております。会食者数では、前年度対比176.2%で32件の増の利用となっております。利用状況につきましては、資料の最後のほうのページに月別に載せてございますので、そこをご参照いただければというふうに思っています。これらの利用者の増加につきましては、公共事業の工事関係者の利用もありますが、食事提供内容の改善等、サービスの向上に努めてまいりましたことが効果をあらわしてきたということで利用者が回復してきたものと考えております。

続きまして、販売費及び一般管理費の状況でございますが、職員の労務管理の適正化に

努めたこと、食事提供内容の改善を図るため外部からアドバイザーとして調理師を招聘したことなどから、予算額より2.1%増加となっております。経費につきましては今後も縮減に努めるということとあわせて、効率的な営業形態システムの構築を課題ということにしております。

続きまして、9ページでございます。損益計算書をごらんいただきたいと思います。売上高は5,753万円、これに対しまして売り上げ原価と期末棚卸し高を含めた1,044万円を差し引いた売り上げ総利益が4,709万円となりました。それに対して、販売費及び一般管理費が4,312万4,000円となり、営業利益は396万5,000円となり、営業利益と営業外収入を含めた経常利益は396万7,000円、法人税等を差し引いた388万7,826円が当期純利益となったところであります。なお、当期純利益につきましては、全額資本金に充当することとし、資本金の不足額は137万651円となっております。

続いて、17ページから21ページにつきましては、平成29年度の第30期の営業計画、損益計算書及び一般管理費について議案として提出されました。営業計画では、宿泊部門につきましては公共工事関係者の利用に依存している体制からの脱却に向けた宿泊メニューの検討や入館者数の増加を図るため、食事提供メニューのさらなる充実と新たな顧客の掘り起こしを進めるため、温泉利用時間の延長やバイキングなどのイベントの企画、コテージ宿泊者等に対する入浴と食事のセットメニューの提供等について検討することとしております。また、職員のスキル向上のための研修等を強化することや新たな職員の雇用による労務管理の適正化とサービスの向上を進めていくこととし、全体としては第29期と比較して売上高104%、純利益では150万円を目標とし、第30期での資本金の全額回復を目標と設定させていただいております。厳しい経営環境には変わりはありませんが、社長から役員が今まで以上に意識を持って会社運営に携わり、全職員一丸となって会社運営に当たろうとの決意が示されております。

大株主である町といたしましても、町民の福利厚生施設であり、観光振興の拠点の一つであるこの温泉施設を今後とも長らく運営していただけるよう、財政支援はもちろん、さまざまな面で支援しながら、地域住民の皆様から喜んでいただけるよう協力をしてまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） ずっと温泉へ行っていて、不思議なことがあるのです。かつてはそれなりに売店に土産品等も含めて置いてあったのが今はアイスクリームぐらいしかなくなりました。なぜなくなったのか。やっぱり利益につながることであるし、あれをやったからといって人が忙しくなるほどの問題はなかったと思うのだけれども、一番今宴会なんかをやっているのは法要関係が多いと思うのですが、法要なんかで来るとやっぱり

外からのお客さんも相当来ていますよね。あそこに買うものないから、道の駅へ行ってくださいと、こういう言い方なのです。商売をやっている人間としてちょっとお粗末過ぎるのでないかと思う。少しはあそこで、当町の観光土産品をつくっているところもあるのだから、何かそういうものを売る先兵となるぐらいの、温泉が観光の拠点となるような意識も持たないのか、ちょっと情けないのだ。それを課長はどう思っているのか。課長も大分熱心に温泉経営にかかわってくれていると私は日ごろから思っているのだけれども、あれに気がつかないわけがないと思う。あれを置いたら損するのか。何十年もやってきたのだよ、売店。

それと、これは書類上のミスだと思うのだけれども、スタッフが正職員3人になっているのだけれども、これ4人でしょう、従業員の名簿に書いてあるのは。こんな間違い、くだらないことをしないようにしてください。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 大変申しわけありません。正職員の数には4名でございます。大変失礼いたしました。

それと、売店の部分につきましては、従来から売店のディスプレイも含めて課題があったというふうに考えております。昨年、29期のときには町内の商店と連携した売店の設置ができないかということで調整をしてみましたが、なかなか調整がうまくいかず、売店としての機能はほとんど発揮できていなかったということは重々承知しております。役員も含めて、売店の機能についてはやっぱりもうちょっとしっかり見直していきたいということも役員会で協議はしておりまして、今年度につきましては売店機能を充実させていきたいということで今検討しているというところがございますので、町内のお土産品も含めて置いていきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

ここで議場の時計で10分ほど休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時42分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

### ◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第12、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤副町長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

同公社の第22回定時株主総会は5月25日、役場小会議室において開催され、第1号議案から第3号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概略についてご報告をさせていただきますと思います。

別紙で資料2をごらんいただきたいと思います。内容につきましては、別冊で配付されております平成29年度第22回定時株主総会議案をごらんいただきたいと思います。まず、2ページであります。第1号議案、平成28年度事業決算報告書承認の件については、平成28年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認をされました。この内容につきましては、3ページから17ページに詳細が記載されているところであります。

4ページ、まず平成28年度事業報告ですが、平成28年度は町からの受託事業5本と自主事業として寿スキー場食堂の営業を実施してきたところであります。社会教育施設である寿公園につきましては、幼児からお年寄りまで安全で安心して楽しむことができる憩いの場として維持管理を行い、園内に展示されている飛行機や遊具が老朽化している部分につきましては補修を行うなど、また全面塗装を実施するなどを行ってきたところであります。スポーツ関連施設におきましては、利用者が気持ちよくプレーできるよう、芝や周辺管理に努めてきたところであります。また、寿スキー場におきましては、町教委やスキー協会のご協力により、前年度並みのリフト使用料を確保することができました。鍾乳洞ふれあい公園におきましては、老朽化した木橋の床板の張りかえや軍艦岩の下側にキバナコスモスの花畑の整備を行うなど、園内環境の整備に努めてきたところであります。また、有害鳥獣処理施設業務におきましては、444頭の処理を行ってきたところであります。平成29年度におきましても、経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいりたいというところであります。

8ページをごらんください。総合損益明細書で決算の概要についてご報告をいたします。まず、寿レクリエーション施設業務におきましては、寿公園の指定管理料1,995万5,000円のほか、事業収入としてパークゴルフ場の利用料、リフト利用料、テニスコートの利用料を合わせまして327万4,830円となり、雑収入としてスキーレンタル料9万2,000円を加えた収入合計2,332万1,830円となったところであります。支出におきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員の給与、手当、賃金、

修繕費等を合わせまして2,330万4,920円となり、営業利益は1万6,910円となったところであります。当該年度におきましては、展示ジェット機の全面塗装等の修繕を実施してきたというところであります。

一般廃棄物処理施設業務につきましては、町からのごみ収集委託料3,069万3,600円と雑収入として廃家電運搬券の販売手数料9万8,824円を合わせまして、収入合計が3,079万2,424円となったところであります。支出におきましては、職員給与のほか、手当、賃金、ごみ処理施設の光熱水費等を合わせまして3,039万6,464円となり、営業利益は39万5,960円となったところであります。当該年度におきましては、独自の修繕等はありませんでしたが、水処理施設の屋根の修繕工事におきましては町において実施をしていただいたところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園の業務につきましては、町からの指定管理料406万9,000円のみで、支出につきましてはその多くが臨時職員2名の人件費で、ほかに光熱水費や燃料費、修繕費等、支出合計が400万1,126円となり、営業利益は6万7,874円となったところであります。当該年度におきましては、遊歩道の木橋の修繕を実施してきたというところであります。

国保病院管理清掃業務は、町からの委託料収入のみで、332万8,000円となっており、支出は人件費が主なもので、臨時職員2名の賃金等で332万8,000円となり、利益については出てきておりません。

有害鳥獣処理施設業務につきましては、町からの委託料収入のみでありまして、619万8,185円となり、支出につきましては2名の臨時職員に関する人件費、施設の光熱費、燃料費、菌床の管理委託料等で収入と同額の619万8,185円でありまして、営業利益は出ているところではありません。

食堂業務につきましては、振興公社の自主事業で収入はスキー場ロッジ食堂売り上げ135万7,349円となっており、事業収入として公園遊具の貸し出し料、ゴルフ練習場の球貸し出し料等で58万6,500円となり、雑収入として自動販売機の売り上げ手数料8万8,091円を加えまして、収入合計が203万1,940円となっております。支出につきましては、パートの賃金、食材の商品仕入れなどが主でありまして、支出合計が202万7,658円となり、4,282円の営業利益を生じたところであります。

以上の結果、営業損益は営業収益6,974万1,379円、事業費といたしまして6,925万6,353円となりまして、48万5,026円が営業利益となったところであります。営業外損益では、営業外収入として預金利息3,767円のほか、経常利益につきましては48万8,793円となったところであります。特別損益はございません。経常利益から特別損益を差し引きました48万8,793円が税引き前の当期利益となり、法人税等の税額を控除しました17万5,775円を差し引きまして、当期純利益は31万3,018円となったところであります。

9ページの剰余金の処分計算書でございますが、前期末の剰余金414万4,458円

から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積み立て12万を差し引きまして、当期純利益31万3,018円を足した433万7,476円が後期の繰越利益剰余金、当期末の処分利益となったところであります。

10ページの株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益31万3,018円を当期変動額として加えまして、当期末の純資産合計が1,646万7,476円となったところであります。

なお、11ページから16ページまでが各事業における収支決算でありますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

17ページに監査報告書が添付されているところであります。

18ページの第2号議案、剰余金の処分の件につきましては、1つ目として繰越利益剰余金より役員退職金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額は繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額につきましては役員退職引当金12万円となっているところであります。

19ページの第3号議案、平成29年度事業予算及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件につきましては、20ページから26ページに登載された各事業の平成29年度予算案を変更する場合、取締役の協議に一任するということが了承されたところであります。寿レクリエーション業務につきましては今年度老朽化した管理事務所の外壁の修繕を独自に行うこととしており、また一般廃棄物処理施設業務につきましては今年度から小型家電や紙包装リサイクルの取り組みを実施することが報告され、そのほかの鍾乳洞自然ふれあい公園業務、有害鳥獣等処理施設業務、食堂業務におきましては前年度とほぼ同額、あるいは少額の変動となっていることが示され、全会一致で承認をされ、総会が終了したというところであります。

以上、簡略ではありますが、第22回定時株主総会で承認された有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人として経営上特に大きな問題が生じているところは認められませんでしたので、あわせてご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

#### ◎同意第3号～同意第9号

○議長（村山義明君） 日程第13、同意第3号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件から日程第19、同意第9号中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第3号から同意第9号までについて一括ご説明をさせていただきたいと思います。

同意第3号でありますけれども、中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町農業委員会委員の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

提出の議案につきましては、第9号まで今述べたところについては同文でありますので、以下は省略をさせていただきたいと思います。

まず、提案に先立ちまして、農業委員会の制度が改正されておりますので、そのことについて若干のご説明をさせていただきたいというふうに思います。農業委員会の制度改正については、1点、担い手への農地利用の集積、集約化、2点、耕作放棄地の発生防止、解消、3点、新規参入の促進を内容とする農地利用の最適化のさらなる推進に向けてということで、平成27年9月に農業委員会等に関する法律の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月から施行されています。この法律の改正に伴って、農業委員選出方法が大きく変更となりました。改正前では、公職選挙法に準じて市町村の区域内から農業委員選挙人資格を持つ農業者により選挙で選ばれる公選委員と農協、農業共済組合それぞれが推薦した理事を町長が選任する委員及び町議会が推薦した学識経験を有する者を町長が選任する委員の選任委員となっていたところでありましたが、次期の選任から農業者、農業団体等からの推薦及び公募により選出された者を町議会の同意を得て町長が任命する任命制に変更されたということであります。原則として委員の過半数は認定農業者とすること、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者を含めることが法定化され、このほか委員の年齢、性別等に著しい偏りがないよう、女性や青年を含めるよう配慮規定が設けられたところであります。このため、本町におきましても農業委員候補者の推薦を求め、及び公募を行いまして、中頓別町農業委員候補者評価委員会の意見を考慮して農業委員定数7名の選任について議会の同意を求めるというものであります。

まず、同意第3号についてでありますけれども、西一彦さんであります。西さんにつきましては、非農業者でありますけれども、応募による委員でありまして、農業に精通された方ということであります。

続きまして、同意第4号につきましては、藤田健一さんであります。農業者で、認定農業者であり、応募による委員という位置づけであります。

同意第5号につきましては、石井進さんでありまして、推薦による委員として、認定農業者であります。

同意第6号につきましては、寺嶋伸征さんでありまして、個人推薦を受けた認定農業者であります。

同意第7号につきましては、栗林松三さんであります。法人、団体等の推薦を受けました認定農業者の方であります。

同意第8号、石橋美代子さん。認定農業者には該当しませんけれども、法人、団体等の推薦を受けた委員ということであります。

最後、同意第9号でありますけれども、石黒和浩さんでありまして、応募による委員であります。認定農業者にも該当される方であります。

以上7名につきましては、いずれも先ほど申し上げましたとおり候補者の評価委員会において適任と認められた方々であります。議会の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 1点お聞きします。

この7名、実際は8名いたのかなということなのですけれども、定員7名のところ1人オーバーということで、1人が涙を流したということなのですけれども、その1人は私の知っている限りでは地域推薦で出てきた方で、若者です。これから地域の酪農業に貢献をしていく人だと私は思っておりますけれども、どういったいきさつか。8名中7名に絞らなければならないということもありまして、そこの範囲で1人落とさなければならないということをどのような形で選考したのか、選考委員長は誰なのか、落とされた方にちゃんと説明しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 藤田産業課参事。

○産業課参事（藤田 徹君） お答えします。

公募によりまして、星川議員の言われたとおり応募、推薦が8名となっております。それに対して定数が7名ですので、1名を結果として落とさざるを得ないというか、そういう作業なのですけれども、評価委員会という形で評価基準を設けて採点をした結果という形になります。本人にということなのですけれども、地域から推薦を受けていますので、地域の農業者3人を代表する方に通知を出しております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今説明を聞きました評価委員会、その評価委員会で評価するひな形というのが全国的に一致しているものなのか、新たに独自で町で作成、委員会で作成してつくったものかお伺いします。

○議長（村山義明君） 藤田産業課参事。

○産業課参事（藤田 徹君） このたびの農業委員会法の改正によりまして、初めての制度ということで、事務局でも北海道農業会議のほうにそういう事例がないかということで照会しております。そこでたたき台的な評価基準の資料をいただきまして、中頓別町の評価基準を独自につくっております。



以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは再度、評価委員長に、多分おられると思いますので、お聞きいたします。この8名の中で、個人で応募して出てきた方と地域推薦で出されてきた方に対してどのような判断で、私は地域推薦で出されてきた人のほうが、地域にとって大事な方だから推薦して出されてきたわけですので、何でそこら辺が曖昧な評価の仕方をしているのか、再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 今回の評価委員会議に私も実は出席をさせていただきました、その段階で委員長を仰せつかっています。今回のこの改選に当たって、どう評価するかということに関しては非常に難しいところがありました。1つは、地域に偏りがあってはいけないということがまず1つあります。そのほかに、国のほうで指定されている部分で優先しなければならない要件があります。それが1つは、要するに認定農業者以外の方は必ず入れなければだめ、それから青年あるいは女性をある程度優先をして置かなければいけない、それにあわせて認定農業者は半数以上置かなければならないということになります。今回落選した方も認定農業者なのです。それで、そこにどういう基準を持ってやるかということについては非常に難しいところがありましたので、先ほど事務局のほうから言いましたとおり、これを点数化して処理をさせていただきました。そこは、先ほど申し上げた道のほうに照会したときに、こういう事例をもって、こういう表によって精査したらいかがですかということをお願いしたので、その表に基づいて点数化をしていって、その点数によって最下位の者を落選にしたということです。そうでもしないと、何を優先するかというのは、認定農業者の人からだめですという中身を決めるのは非常に難しいし、たまたま落選された方は同じ地域に今回当選している方が2人おられる形になって、その方も含めると一つの地域から3人の農業者を委員として選ばなければならない。それは全町内を考えたときに適切かという判断もあって、最終的には今回落ちたというか、そこで選ばれなかった方について、得点化していった上でその方が最下位の得点であったので、その方には申しわけないと思いますけれども、一応今回の部分での委員会としてはそういう基準を持って選定せざるを得なかったということですので、ご理解をいただきたいということでもあります。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第5号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第6号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第7号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第8号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

引き続き、同意第9号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第9号 中頓別町農業委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎一般質問

○議長(村山義明君) 日程第20、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号5番、細谷さん。

○5番(細谷久雄君) 受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成29年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました事項につきまして質問させていただきます。

それでは、1点目の質問の住民参加型のまちづくりの推進についてお伺いをいたします。人口減少に歯どめをかけ、維持可能なまちづくりを実現するには住民が意欲的にまちづくりに参加できる環境など、住民と行政をつなぐ仕組みを考えることが必要である。町長は、住民と行政の協働を実現するため、行政組織のあり方と住民との合意形成、財政運営などをどのように考えているのか伺います。

○議長(村山義明君) 小林町長。

○町長(小林生吉君) ご答弁申し上げます。

町は、情報公開と住民参加を基本に町政を運営する。これは自治基本条例の第3条第1項において規定していることでありますけれども、そういう基本理念に立っていかなければならないものというふうに認識をしております。情報公開では広報やホームページ等を通して積極的にまちづくりに関する情報提供できる体制を整えていくとともに、さらなる住民参加を進めていきたいというふうに考えています。今後自治基本条例推進会議による審議を予定しているところであり、その中でも現状についてしっかり検証を求めるとともに、前向きに改善策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(村山義明君) 細谷さん。

○5番(細谷久雄君) それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

私は、町民がまちづくりに具体的に参加できる仕組みが少ないことが当町の大きな問題と考えています。町の主人公は町民です。多くの町民が町政に声を出すことができることが大切です。町民の声を聞く場として町民アンケート調査等を多くの自治体でこれまで一般的に行ってきておりますが、また住民への情報の提供も広報やホームページ等を通じて行われているのが現状です。それから一歩進んで、現在求められているのは住民の声を聞くというのではなく、聞いた声を町政に反映させるということではないでしょうか。そこ

で、町長に住民の声を何点か伝えたいと思います。

まず、1つ目は、昨年9月から製造販売したなかとん牛乳ですが、宮崎議員のご答弁にもありましたが、採算性の確保は難しそうですが、9月から販売しているのですから、今までの収支決算を報告願いたい。また、牛乳の採算性が悪いのにそれに付随する加工品を販売するのは、先行きが見えない不安が私にはあります。高齢化率が40%の中頓別町のお年寄りが言っていました。私は年金をもらって生活しているので、なかとん牛乳、200ミリリットル200円の牛乳を、本人は飲みたいそうです。だけれども、セイコーマートで1リットル178円の牛乳を買うのがやっとの生活だと言われておりました。町長は、ことしの町政執行方針で町民の声に耳を傾け、幅広く議論を交わしながら、一步でも二歩でも地方創生を前へと推し進めていきたいと述べられました。中頓別町のブランドとしてなかとん牛乳をつくるのはいいが、こうしたお年寄りの言葉を聞いて町長はどのように思われるのかお伺いいたします。

2点目に、ことしは6次産業化によるワイン用ブドウの試験栽培等に取り組むようだが、現在までの進行状況及び今後の計画、方針等をお伺いいたします。

3つ目は、中頓別町総合計画後期実施計画策定のための町民アンケート調査結果について伺います。調査結果の中で、町長にお願い、お茶懇をぜひ実施して町民の声を聞いてほしいというご意見が書かれてありました。町では年1回、「町長がおじゃまします」と称して各自治会と話の場を設けているが、仕事や時間帯によって参加できない人がたくさんいると思われる。私は、4月から副町長も置いて小林町長にも若干時間の余裕ができてきたのではないかと思いますので、お茶の間懇談会を各地区で積極的にどんどん開いて町民の声を行政に反映してほしいと思いますが、町長の考え方を伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 確認ですけれども、収支決算がどうなっているかということは今説明を求められていますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○町長（小林生吉君） では、後で。

まず、1点目でありますけれども、高齢者の方から今の牛乳が高くてなかなか飲めないというようなお話があるということ、それに関係してこれらの事業についてどのように考えているのかという趣旨でおとりすればいいのかなというふうに思いました。なかとん牛乳に関しては、それは竹下内閣の時代にさかのぼると思いますけれども、地元の牛乳を地元で飲めるようなことにしたいという思いが長く長く言われ続けてきていて、なかなか実現してこなかったと。第7期の総合計画をつくる際にもそのことがやはり議論になって、これを何としてもまず一步前に進めたいと、それが一つの大きな意思決定としてあったというふうに思っています。採算性をいえば、現状としては収支がとれるというような状況ではないことは、導入する時期からある程度覚悟していたというふうに私は思っています。ただ、今酪農を基幹産業にして、この地域の最大重要な資源というのはやはり牛乳という

ことでありますから、これを生かしてこれからどう地域づくりができるか、そのことを通して酪農家の人の誇りや地域に暮らしている人たちの誇り、そういうものをつくっていくという意味において非常に有意義な事業であると思っていますし、これからもそれに関連する加工産業、それは全てを町がやるという意味ではなく、これを一つの契機として加工に取り組むような農家だったり事業者の方があらわれていくということを私としては期待したい、そういう呼び水としての事業の効果というものもあっていいのではないだろうかというふうに思っています。直接的に牛乳の価格に対してどのようにしていくかというところは、今案があるわけではありませんけれども、多くの町民により親しんでいただいて飲んでいただけるような対策については、また検討させていただきたいというふうに思います。

ワイン用のブドウにつきましては、当地において果たしてこういった果樹系のものを栽培して実をならすことができるのかというようなところで、極めて小規模でありますけれども、まず育つかどうかというところを見きわめたいというところで今回やろうと。間もなくこれらの植えつけがなされるかなというふうに聞いています。まず、植えたブドウが生育するのかどうかということを見る上でも、四、五年かかるのかなというふうに思っていますし、どのような生育になっていくのか、そのあたりを見きわめた上で将来それを拡大してやっていくのかどうかというようなことも検討していくというようなことになるかなというふうに思っています。

それと、お茶懇を実施してというようなお話、大変私としても歓迎するようなご提案だというふうに思っています。最大限町民の皆さんと直接お話ができる機会をふやしたいというふうに思ってきましたけれども、地区別の懇談会のほかに、いろんな団体等とは懇談をさせていただく機会というものを設けています。広報等で呼びかけて、最小限の人数というものを設定するかどうかというのはあると思いますけれども、仮に少人数であっても私と直接お話をさせていただけるというようなご希望があれば、それに応えてそういう機会をしっかりとつくっていくということと、それらの声については誠実に反映できるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 収支決算のことでございますが、平成28年度につきましては国の補助事業を活用いたしまして施設の改修ですとか設備、機械の導入等も行っておりまして、単純に収支決算状況ということでは出しておりません。補助事業上の決算の報告ということであれば、今準備していませんので、後ほど提出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、町長と平中課長のお話を聞きまして、再質問はいたしません。最後に、役場職員は私は行政のプロだと思っています。その職員が地域にかかわることは地域のまちづくりにとって大きな力だと思っています。積極的にまちづくり活動に

職員が参加し、住民の生の声を聞くことが住民との信頼関係を築くことの第一歩だと私は思います。また、住民に対し企画立案時期の早い段階から説明責任を果たし、情報の共有のための努力を惜しまないことがこれからの町民と行政とのまちづくりにおいて欠かせないものであると思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

以上をもちまして1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、地元で学べる環境を整え町塾の創設についてお伺いをいたします。子供たちの放課後や休日の過ごし方、家庭学習のあり方などが学校だよりなどで報告されているが、特に家庭学習の時間が全国、全道と比較すると非常に短いと思われる。地元で学べる環境を整え、学力向上のため町塾の創設について教育長に伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁させていただきます。

家庭学習時間につきましては、それぞれの学年掛ける10分プラス10分を目安としております。小学校では模範となる家庭学習ノートを公開、中学校では学年で家庭学習の目標時間を設定し、一人一人が取り組んだ時間をシールを添付したグラフであらわす等、この目安の時間が習慣となることを児童生徒に啓発しています。教員も児童生徒の学力向上に向けて、授業の中で目標、目当てや狙いを示すことや授業の最後に学習したことを振り返る活動を取り入れ、学習内容の定着に努めております。学力向上には教員の指導力の向上と児童生徒一人一人が自主的に学習する習慣を身につけることが大切と考えております。放課後子どもプランでは、毎週英語や算数教室、学習会を実施しており、参加する児童は1時間ほどの学習時間が確保されています。私は、このプランが地元で学べる町塾として充実することを思い描いています。町塾の創設が学力の向上に寄与することは大変望ましいと思いますが、適切な講師の確保や運営形態等に課題があると考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

なかとんべつ放課後子どもプランの安全管理マニュアルについては、きょう手元にいただきました。放課後子どもプランでは、私が聞きたいのは毎週どれぐらいの児童生徒が参加しているのか、また教える講師、時間帯などプラン内容を詳しく伺いたいと思います。また、教育長は、町塾の創設に当たり適切な講師の確保や運営形態に課題があるのご答弁をいただきましたが、まず全国では佐賀県の大町町が個別指導学習塾、明光義塾を運営する佐賀市内の企業、株式会社コース・コーポレーションに業務委託し、町内の小学3年生から6年生を対象とした無料の算数塾を2015年9月に開設いたしました。児童に学習習慣を身につけさせ、学力の向上を図るとともに、経済的事情などによる学力格差が生じないようにすることを目的としているそうです。無料の学習塾は、町内の小学校の希望者を対象、1回の授業は1時間で、6年生は週2回、3年から5年生は週1回、放課後に町

内の公民館で塾講師から算数を教えてもらっているそうです。児童三、四人につき講師1人が担当し、教材は塾が提供している。町によると、2014年度に行われた小学校全国学力テストにおける同町の結果が全国平均より下回ったことが今回の事業の一因だと言っております。町は、民間塾のノウハウを生かし、学力向上が図られればと期待しております。ちなみに、委託費用は126万円、現在町内の対象児童約210人のうち半数弱の児童が活用しており、大変好評だそうです。

さらに、北海道では足寄町で平成27年10月に足寄町学習塾を開設しました。この学習塾は、全国的にも珍しい公設民営塾で、足寄町が開設し、全国で学習塾を展開する株式会社バース47が経営するもので、これは足寄高校生の学力向上を支援し、それぞれの夢をかなえることで同校の魅力アップを図り、入学希望者の増加につながることを目指しているそうです。学習塾の社長、高橋さんは足寄町の出身で、足寄中学、足寄高校を卒業後、全国各地の教育格差問題は深刻だと、母校である足寄高校の子供たちへの教育貢献を通じて故郷のさらなる魅力に尽くしたいとお話ししております。また、足寄町長は、高校の存続は町の発展に大きくかかわる問題、都市部の高校にも劣らない魅力で特色ある高校になれば、入学を目的とした町への転入も期待できると話しておられます。

このように各地で公設民営の塾を開設しております。中頓別町でも私はできないとは思いません。町塾創設に当たり、私の再質問をお聞きになり、再度教育長の考え方を伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 最初の質問から答弁いたします。

まず、放課後子どもプランの状況についてなのですが、現在登録者は、この答弁要旨では37名となっておりますけれども、1名ふえまして38名が登録になっております。この中で毎回来ているというか、必ず来る者はどのぐらいいるかということにつきましては、基本的には2時半過ぎぐらいに子供たちがやってくるわけですが、最初に宿題といいますか、その日に習ったこと、これを各自が行っている。その後、英会話、算数教室について言いますと、英会話教室はダリンが担当しています。大体3時から1時間程度、子供たちに英語を教えています。英語は1、2、3、4、大体このくらいの子供たちが来ているわけなのですが、大まかに言って簡単な日常会話程度の英語をやっていると思います。それから、算数教室については私のほうで担当しているのですが、週に1回やっています。ここも1年生、2年生が中心なのですが、頭の体操といいますか、1年生、2年生が考えれば解けるような問題、数独あるいは応用問題等々をやっております。指導員というのは現在で7名の方が放課後子どもプランにかかわっておりますけれども、その中で教員免許を持った人は1人いるはずなのですが、その方も手伝うことはあるのですが、多くの場合は教員免許を持っていない人がかかわっているというのが現状でございます。

それから次に、塾のほうについていろいろと情報を提供していただきました。足寄高校の情報については、私も自身で調べております。バース47というところ、委託経営ということで、足寄高校生が通っているということは情報として認識しております。それから、佐賀県の塾の情報についてもお話を聞かせていただきました。委託料が126万円で、210人の生徒、半数が通っているということ。約50%に近い子供たちが通っているということは、非常にいい塾というか、人気があるのかなというふうに認識するところです。この塾について私のほうの頭としては、放課後子どもプランというものが内容を充実する中で町塾、これは子供たち、小学生を対象にしているのですけれども、ならないかなという思いはあるのですけれども、現状では今の状況が限界といいますか、苦しいところかなというふうに考えています。

学力の向上について自分自身の考えを申し上げますと、あくまでも学校の教員による子供たちの指導、これが第一だと私は考えています。学校の授業をしっかりとってもらいたい。そのために、答弁書にもお書きしましたけれども、最初の目標と最後の振り返りは、これは確実にやってもらいたいということ、これは校長会や教頭会のほうでも日ごろからお話をしているところです。これが大切だと思います。なおかつ、子供が自分で学習する習慣を身につけること、これに尽きます。ただ世の中の状況的には、塾等に通っている子供たちがいるのも確かです。本町の場合で町塾をやろうというふうに思ったときには、ここにも書きましたが、一番には講師の確保、これが頭に浮かびます。端的に言えば、どこかの民間塾の業者と委託契約して、そこにやってもらうという方法もあるのですけれども、126万円というお金ではそういうところはなかなか出てこないのではないかなというふうには考えています。そうすると、近隣のまちというと名寄市か稚内市になる。毎日通ってきってもらうというのは苦しいなというふうに思ったりします。そこで、頭の中であるのは、町で塾をやるとすれば、土曜日であるとか日曜日、あるいは長期休業中、このようなときに小学生や中学生を対象として何回かというか、週に1回できるかなというところはあるのですけれども、今のところはここでとまっています。ただ、子供たちは、学校の学習はさておいて、中学校の場合ですと自主的に残って学習会を行ったり、夏休み、冬休みについては先生がついて、高校でというような講習的なものも行われているわけで、自学する習慣というのはそれなりに指導はされていると思います。

では、どのぐらい子供たちが勉強しているのかというのは、全国学力・学習状況調査は、あれは6年生と中学3年生の状況の結果なのですけれども、私自身の認識としては、毎日家庭学習を習慣的に行っている児童生徒とそうではない生徒、これが二極化しているのではないかなというふうに考えています。これが全体の中でいくと習慣のできている者は勉強しているけれども、そうではないというか、ほかに興味がある者についてはなかなかそうはなっていない。そういう意味でいうと、放課後子どもプランに来る子供たちについてはそこで最低1時間程度の学習はしていますので、それが家庭学習時間というふうになれば、十分な学習時間をとれているというふうに認識しているわけなのですけれども、これ



が家に帰ってもさらに同じようなことをやらしてもらえばいいというふうには考えています。そこで、注目になるのは全国学力・学習状況調査の平均正答率、これがどのぐらいになるかということで判断されるわけですが、これは何と言って表現していいか、非常に厳しいところもあるのですけれども、本町の子供たちはその年によって大きな変化があります。子供の集団が少ないということ、これがまずあると思うのです。常に平均正答率が高いような状態が続けば願ってもないのですけれども、なかなかそうはならないという状況があるのもご理解していただきたいというふうに思います。

ただ、町塾創設して学力が上がるかということ、100%そうなるかということについては、今ここでは自分の中では何とも言えない部分があります。これはやってみなければわからない。どのぐらいの参加者がいるのか、どういう運営形態がいいのかということについては、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問で教育長に最後に1つだけお伺いします。

私は、町塾の創設に当たり、いろんな人にお話を聞きました。町塾をつくることによって、本当にこの自然豊かな田舎の子供たちが、中頓別町の子供たちが、都会と同じ環境をつくってやって、自主的に学習に取り組むことができるのか、若干私は不安です。そこで、伺います。最後に一言です。田邊教育長は、中頓別町に着任されまして2年が経過しました。その中でいろいろな場面で中頓別町の子供たちと接し、見てきたと思います。平成29年度教育行政執行方針で、子供は未来からの留学生であり、希望であり、宝ですと、この思いは変わりませんと述べられました。そこで、最後に一言だけ伺います。田邊教育長は、未来からの留学生である宝、中頓別町の子供たちをどのような教育環境で育てることが子供たちに一番いいのか、また将来中頓別町に帰ってくる子供たちであってほしいのか、これを最後に一言だけお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 最初の質問について答弁いたします。

非常に難しい問題です。この町の子供たちは、大変明るい表情で、朝私と会っても挨拶を交わしてくれる。私は、これだけで非常にかわいいと思います。まさに留学生であり、宝であり、希望であると、この思いは今も変わっておりません。できるならばこの環境の中で、私は先ほども申し上げましたけれども、やはり教員が子供たちの未来をつくるために学力を定着させるのだという思いを常に持ってもらいたいと思います。その補足的なもので町塾はあるというふうに考えています。この思いは変わりません。ただ、子供たちが運動会の中でいい表情をして走り回る、あれが一番の地域への勇気であり、元気であり、宝物ではないかなというふうに思っております。そういうような中で中頓別町の思い出が心に残り、私自身は、小学校、中学校を卒業して高校は出ていくけれども、帰ってきてもらいたい、この思いはあります。帰ってきて、町の産業である酪農を継いでもらいたい、あるいは基幹産業等、そこに入って活躍してもらいたい、こういう思いはあります。その

ためには、この町で小学校、中学校でこういう経験をしたのだということ、それを胸に刻みたい。そんなような教育を思い描いています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2、議席番号1番、佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 受け付け番号2番、議席番号1番、佐藤です。私からは、放課後子どもプラン送迎バスについて最初に質問させていただきます。

現在放課後子どもプラン専用のバスはなく、遠方の児童は親の迎えが必要で、農家の場合だとちょうど仕事の忙しい時間と重なるために利用しにくい状況にあります。放課後子どもプラン専用のバスとまではいなくても、小中学校の送迎バスを利用するなど、放課後子どもプラン終了時間に毎日走らせることのできるような時間の工夫ができないかお伺いします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、放課後子どもプラン専用のバスは運行しておりません。現在スクールバス、町民センター16時30分発、中学校の1便になりますけれども、このスクールバスを利用している放課後子どもプランの登録児童がいます。このスクールバスを利用することは可能です。プランの終了時刻は17時30分です。中学校の2便は、18時に中学校を出発します。このバスを利用する登録児童はいません。このバスの利用は、プランの延長、学校行事によるバス時間の変更や中学校の行事によって運行しない日もある等の課題があります。プラン終了時刻に毎日走らせる時間の工夫については、このバスの利用も含めて必要とされる方と協議したいと思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 必要とされる方と協議するという前向きなご答弁をいただいていると思うので、再質問はありませんが、距離に関係なく全ての児童が利用しやすい環境を整えてほしいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。2つ目の質問は、放課後子どもプランと学校の連携についてです。毎日の放課後子どもプラン参加人数や参加者の名前など、放課後子どもプランと学校との連携はとれているのか。また、放課後子どもプランでの安全対策や緊急時対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁させていただきます。

現在放課後子どもプランは、先ほど申し上げましたように38名の小学生が登録しております。この登録児童の名簿は、学校に提出しています。放課後子どもプランは毎日登録

児童が活動に出席することが望ましいと考えますが、本人や家庭の事情等によりプランを欠席することがあります。教育委員会では、毎日登録児童のプランの出席の有無を学校と連携、確認してはいません。プランの指導員は、その日の活動に出席した登録児童を記録しています。この児童は、保護者が迎えに来る、スクールバスやプランの終了時刻まで指導員や補助員が支援、学習や体験等を行っています。プランの活動は、複数の指導員等が見守っており、出席した登録児童の安全対策、安全管理マニュアルによる安全管理や緊急時対応、保護者の携帯番号等の把握は確保されていると認識しています。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再質問させていただきます。

入学式後の4月10日から14日までは、1年生の放課後子どもプランに参加する児童は担任の先生が学校から放課後子どもプランが行われている町民センターまでは付き添っていましたが、1週間たった4月17日曜日からは放課後子どもプランへ参加する児童だけで町民センターまで行くことになっていました。ところが、バス通学の一人の児童がプランに参加予定だったにもかかわらず、家に帰るために町民センターまでの移動の間に集団を離れ、国道を一人で歩いているところをたまたま車で通りかかった親が見つかり、声をかけ、車に乗せて、すぐ学校に連絡しました。学校の先生は、きょうから子供たちだけで放課後子どもプランに行くようになっていたので、てっきりプランに行っているものだと思っていましたと返答があり、親も事情を説明し、プランの指導員も心配していると思い、その足でプランまで行き、指導員に説明したところ、きょうは来なかったのに、休みだと思っていました。プランに来る児童は、毎日報告を受けていないので、誰が来るのか把握はしていませんと言われました。その児童に何もなかったからいいようなものの、もし事故や事件に巻き込まれた場合はどこに責任があるのでしょうか。学校から町民センターまでの空白の部分の安全対策は、今の状態では全くとれていないと言えます。また、その件があってから、小学校1年生では毎日帰るチェックを行い、子供たちに家に帰るのか、プランに行くのか確認をとっています。だったら、その情報をプランにファクスするなりして、学校とプランとで毎日参加する子供の人数や情報を連携して空白の部分の安全対策はできないのでしょうか。もし連携できないのであれば、できない理由を教えてください。

それと、安全管理マニュアルというものを私も見させていただきましたが、これを見ると事件や事故が起こってからの連絡方法や対処の方法しか書いていません。事件や事故が起こるまでの安全対策というものが全然書かれていないので、それも考えてぜひこれに入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 4月当初の件につきましては、議員のほうから詳細にお話ししていただいたと認識しています。最初の14日までは担任の先生が引率していたところまでは私も認識していますけれども、一人の児童が本来であれば放課後子どもプランに来るのにそうではなかったというのも後から連絡を受けています。何事もなかったから

よかったというわけではないのですけれども、その後1年生の担任、あるいは別な先生が同じような形でつい最近まで1年生を引率してくれています。それがどうだというわけではないのですけれども、来た子供たちについてはそこにいる指導員がしっかりと見守っています。後先になりますけれども、安全マニュアルについては、事故が起こったらどうするかということ、確かにそれしか書いていません。基本的には事故が起こることはあってはならぬということで、そこはこの安全マニュアルの中には入っていません。そこで、その中にそういうときどうするか、起こらないようにどうするかという問題と、学校に対して学校からきょうはこの子が行きますよということの確認をとるといのは、ちょっとおいておいてもらいたいと思います。

放課後子どもプランの指導員は、そこまで求めていません。放課後子どもプランの指導員というものは、来た子供を見守るといこと、ここです。これは、教育委員会議で要綱について審議していますけれども、そこがあるわけです。そこを放課後子どもプランの人に、学校に確認をとって誰々が来るまで確認してくれといことは、そこまで私は求めていません。そこまで必要だといのであれば、そこは検討しなければならぬと思いますけれども、去年も1年間これと同じような状況でやっていますけれども、現実に学校から放課後子どもプランに来る子は来るわけで、来ない子は来ないという中で、来た子についての出席はあるわけですが、来る、来ないの状況といのは学校とは連絡をとっていません。学校の中にもそういうものまで求めてはいません。

ただ、そういうことが必要だといのもわかるのだけれども、学校から外に出たらそこは放課後の時間になるわけです。その間を何とかしろといふふうにもとれるのですけれども、放課後、学校を出て家に帰るまでの時間といのはその子供が成長する中での時間だと私は思っているのです。放課後見守り隊等もその中でいるわけなのですけれども、たまたまこういうことが起こったのだけれども、放課後子どもプランの人たちと学校の中で、きょう誰々がいきます、ファクス下さいといのをやりなさいといふうに求められているといふうに思うのですけれども、そこは学校と協議しなければ、私の一存でやりましようといふうになるかどうかは今ここでは即答はできません。

プランといものは、もともとは学童保育からきています。文部科学省と厚生労働省にあったのを去年から一つにまとめています。その中で見えています。考え方が多少違う部分もあるのです。それを一つにやった。それから、安全管理マニュアルといものは、文科省のほうでやっていた児童教室のほうのものがメインになっているのです。それをそのまま踏襲しているのです。その中にも佐藤議員が指摘されたようなものについては特にはないのです。といことは、来た子供たちについて見守ってくださいといふうには私は理解していたのです。その辺については、認識を新たにして検討しなければならぬとは思いますが、今携わっている指導員の方々の勤務体制、責任の問題等についてこうしていただきたいといふうにはまだできないと思います。こういうような要望があるといことなので、けれども、こういうことはありましたけれども、あったといことは受けとめますけれど

ども、その後の今の状況はどうかということについては、議員の指摘があったようなことはないというふうには私は認識しているのです。学校から子どもプランに来る、その間に帰っていくという子供の例はないのですけれども、もしあるのであれば、これはいかがなものかというふうには思いますけれども、結局放課後子どもプランに来る、来ないというのは保護者のほうから事前に連絡があったりするのですね、休みますと。そういう中で把握はしているのです。連絡がなければ来ると、来ることが前提でやっているわけです。ただ、強制力はないわけです。親のほうで行っていると思っても、家に帰る子は現実にいると思います。それは、全員が全員遠くではないわけで、近くの子もいるわけです。ああ、きょう来たのだという子供もいます。そこまで学校のほうへ、プランへ行く、行かないということを求めるというのも何とも言えない部分があると思います。

ただ、ご指摘については受けとめさせていただきます。どういうふうになるかというのは今後のことになるかと思えますけれども、マニュアルについてはその部分も含めて文言として検討していきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 平成28年度から制度が変わって、プランに来る子をまずチェックして、そういうことをすることにはなっていないということは私も勉強して知っているのでありますが、実際に私がさっき言ったようなことが起こり、教育長が言われたように今回は何もなかったからよかったのですけれども、この間も不審者情報とかあったと思うのですけれども、すごく短い距離なのですから、学校から放課後子どもプランの町民センターに行くまでの間に、例えば不審者の人に声をかけられて子供が連れていかれてしまったという状況になった場合にどういうふうに親に連絡が行くのか。今の状態だと、もちろん親に連絡が行く方法もないですし、先生もわからない、プランの指導員もわからない、親は親でプランに行っていると思っているという状況に陥ると思うのです。だから、教育長が言われることはすごくよくわかるのですけれども、親としては子供の安全という面ではちゃんと確保していただいて、教育長がさっき言われたみたいに学校とちゃんと協議して、今後どうしていくのか。きのう小学校に確認したところ、まだ学校の先生が付き添っていますという返事をいただいたのです。それもいつまでしますという決まりもなく、いつそれをやめようか、どうしようかと今考えているところなのだという先生からの返答をいただいたのですけれども、もしそれがなくなった場合に、子供の安全を守るためにはどうするのがいいのかというのを町のほうでもいろいろ考えていただいて、子供の安全を守るという意味でもその空白の部分の部分を何とかしていただきたいというのがきっと親の願いでもあると思うので、そこは今後、今でなくていいのですので、これから小学校とかと話し合ってぜひ考えていっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで佐藤さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため議場の時計で13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、会議を続けます。

一般質問を続けます。

引き続き、受け付け番号3、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎です。私の1問目は、今年度の行政機構について伺います。

平成29年度中頓別町行政機構組織図を目にして、職員配置に疑問を感じております。副町長が総務課長を兼務しているのはなぜでしょうか。一般職を担える人材が不足しているながら特別職をふやすのは矛盾しており、改めて副町長の事務機構上の必要性、町民にとってのメリット、デメリットについて伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

副町長は、地方自治法に基づき配置を原則としており、長の最高補助機関として補助機関を統括するとともに、町長の命を受け関係部局を指揮監督して、必要な政策判断を行う役割として位置づけられていると解していて、その機能を活用していくことが必要と考えています。また、長の職務、権限の代理、委任及び補助執行を行う機能を有しています。特に町長に事故あるときや欠けたときに町長の代理として町を代表し、職務を行う者が必要となりますが、地方自治法でもこれを副町長と規定されており、副町長が議会の同意を得て選任される理由もここにあるというふうに理解しているところであります。

現在の職員配置について課題があるのは確かですが、現在の重点課題や次年度以降の体制なども考慮して行ったものです。今後の異動等によりさらにしっかりした体制を築いていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 副町長については、地方自治法に基づき配置を原則としているというふうにお答えいただいております。ただ、これは絶対ではないというふうに思います。財政的にとか、適任者がいない、こういった事情がある場合には、条例を定めて配置をしないということも可能であるというふうにされています。例えば副町長どころか、議会であっても人材不足などで維持することが困難な場合、何日か前にテレビで話題になっていましたけれども、町村総会を設置すれば、議会を廃止して住民が直接議案審議などを行えるというふうになります。現に中頓別町は副町長を置かないという条例を定めない状態で10年やってこられたわけですから、また現在でも副町村長を配置していない自治体もありますし、だから今ここで副町長のことに関して地方自治法を持ち出すこともないかなと

いうふうに思います。

このご答弁で主に副町長の役割をご説明いただいておりますけれども、ちょっと質問の趣旨とはずれるかなというふうに思います。ご説明いただいた役割を見ると、業務が本当に多岐にわたって、とても一般職の役職までを兼務できるというふうには思えない、そういったご説明でありまして、こういったことを伺っているわけですから、再度お答えをいただきたいと思うのですけれども、その兼務に関してなのですから、中頓別町の経過からいくと総務課長が退職をされて副町長になったのに、なぜまた総務課長を担うのかと、それなら今までと変わらないし、それどころか、先ほど申し上げましたけれども、物すごくお忙しい状況になってしまって、おろそかになってしまわないかというふうに、町民の中ではそういう声結構多いかなという印象を受けるのですけれども、役場の中でもそういった声があるのではないかなと私は思うのだけれども、それが町長にまで届くかどうかはわかりませんが、こういった印象についてはいかがか。

また、この点、兼務についてなのですから、なぜ副町長選任のときに議会でこのことを説明されなかったのか。同意された議員の方々のご存じだったのか、わからないですけれども、もしそうでなければ、もしかしたら結果は違っていただけたかもしれないというふうに思いますので、この点についても伺いをしたいと思います。

そして、本当に総務課長を初め、退職であるとか異動等によって生じる課長職とか同等職と職員配置の空席を埋める人材というのは不足しているような状況なのか。近隣町村では30代というような若さで総務課長などの課長職に任命をされて現職である方もいらっしゃるようで、中頓別町でも、本当かどうかはわかりませんが、過去には20代で総務課長になった方もいるというようなことを聞きました。これは、職員採用にも通ずるところかもしれませんが、年齢というのはそんなに関係ないのではないかなと、私も自分の経験上思うところであるわけなのですから、ですので今の中頓別町というのは実力であるとか能力主義というよりは年功序列的などところがあるのかなというところ、これらの点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私自身も今の副町長が総務課長の事務取扱をするということが望ましい形であるというふうに考えているわけではなく、先ほども申し上げましたとおり、遠くないうちにはこの状態を解消したいというふうに思っています。ただ、副町長の位置づけ、役割について先ほど最初の答弁でも申し上げさせていただいておりますけれども、これはまずきちんと配置をするということが私はやはり必要であると、何よりも今人事機構においては最優先にすべきことではないかというふうに考えています。確かに10年間というブランクはありましたけれども、このことをもってしっかりと今後の行政を執行していく体制を整えるという意味においてこれが不可欠であるというふうな考え方を持って、10年以上の空白を置かないという考え方を基本的に配置をさせていただいているということでもあります。確かにこの状況について、私は直接職員からこのことに関する意見

等を伺ったことはありませんけれども、こういう体制に対する不安等ももしかしたらあるのかもしれませんが、いずれにしても、できるだけ早い段階でこれらを解消していく体制を整えたいというふうに考えているという点についてはご理解をいただきたいと思います。

議会の際に説明しなかったと、これは一部の議員ということではなくて、全ての方にそのときについては説明をしていません。その段階で最終的に今のような体制にするというふうに決めていたというわけではなく、その後今の副町長ともいろいろ協議をした結果の中で今のような体制になったということでもあります。それと、私は今課長席を空席にしなければならぬほど人材がないというふうに考えているということでは決してなくて、今いる主幹職の中、ほとんどの職員が、全てと言っていいと思いますけれども、非常に高い能力、そして一生懸命頑張らせていただいているというふうに思っていますので、遠からずこういった職員の中から課長職を担うべく人材が出てくるというふうに考えているところでもありますけれども、今多岐にわたって新しい事業なども取り組んでいく中で、そういう意味では実務に当たっていく直接の担当職員、そこを手厚く配置していくというようなことを優先したというようなところから、現在のような体制になっているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 副町長については配置されるということになったわけですから、その上で職員の方々も能力が高いということで、遠からずということであれば、今現在についてもそんなに無理して兼務とか、そういう形をしく必要はないのではないかなというところですよ。

機構ということに関連して、これも町長に私何度もお伺いしているのですが、嫌かなと思うのですが、グループ制について。これは、前回一般質問したときにも、前と変わらずグループ制については継続をされていくというお考えについては示されているのですが、例えばきょうもありました行政報告の国保税の問題とか、これは前年度のことではありますけれども、部署内、課の中のグループだけではなくて、課を飛び越えて連携すべき事業、国保なんかはまさにそうだと思います。保健福祉課と総務課の中だと。なかなかこれを一つにするということは難しいですから、課の中だけではなくて、課を飛び越えたグループ制というもお考えになってもいいのではないかなということをご再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） グループ制について、実質今複数のグループを持っているのは総務課ということで、3月の議会で機構改革、これからしばらく継続していく体制として今のような形にさせていただいているという中で、一つの課ではありますけれども、複数のグループが残るという中で、今後もグループ制という形をとっていくというようなことあります。今議員おっしゃっていただいたように、確かに複数の課をまたがる業務というのもあって、基本的にグループは課の中に設置するという考え方に立っているのです、その



グループを複数の課をまたいで設置するという制度になるかどうかというのはありますけれども、ただ一つ一つ、事務の連携とかプロジェクトとか、そういう必要に応じた横の連携ができるような、そういう体制というものを改めて考えながら、今回の事故に至った経緯などもしっかり検証する必要があると思っていますし、そういうことがないような体制づくりをこれから考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 行政報告のときにも町長がおっしゃっていましたが、行政内での連携であるとかチェック機能というのをこれから高めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2問目は町職員の採用について伺います。4月に予定されていた一般職の経験採用等は実施されたのでしょうか。同じように今後も募集を行っていかれるのか。町長がこだわる職員年齢の落差、すき間を埋めることに何の意味があるのかと感じるほど若い職員の成長は早いと思います。本町独自の試験というのは恣意が入りやすいというふうにも思います。公正な町村会試験を基本に能力ある若い人材を確保すべきで、採用辞退が多発するのは別な原因があるのではないのでしょうか。今後の職員採用を見直す以上に職員の質の向上が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

一般行政職社会人枠採用試験は4月16日に実施し、1名を採用決定し、6月1日より職務についているところです。今後の取り扱いですが、平成29年第1回定例会一般質問でも申し上げたとおり、宗谷町村会における採用試験を基本としつつ、社会人枠での採用に関しても引き続き取り組みを行っていく考えです。また、ご指摘のとおり職員能力を高める取り組みは重要であり、今後も各種職員研修会への積極的な派遣や北海道、宗谷総合振興局を含めてでありますけれども、等への相互交流派遣事業への取り組みを図る中で職員の能力の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 4月に実施された試験で1名採用されて、6月1日から職務についている職員がいるということを私は6月9日にこの答弁書を受け取って初めて知ることになったのですけれども、例えば12日に今月は広報なんかも発行されているわけですが、この中で紹介というようなことはなかったというふうに思い、非常に残念だなと思うのですけれども、役場の中でさえ6月1日に初めて知ったというような方もいらっしゃったようで、そうすると一般の町民の皆さんはまだほとんどこのことはご存じないのかなというふうに思います。

また、たしか保育士の募集もあったかなというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがか。

それと、あわせて4月16日の試験にはどれぐらいの受験があったのか、また採用され

た職員がどういう部署に配置されているのか、専門性を求めるところがありましたので、その点についていかがか。それと、地元の方なのか、町外の方なのか、また地元の若者の受験なんかもあったのかが気になるところであるのですけれども、また受験者の方は前回伺ったときの2月の話ではハローワークに掲載をできるような対応をとられているということで、ハローワークを見て応募なり問い合わせがあったということでしたけれども、今回どのように採用情報を皆さん知り得ておられたのかなというのがちょっと気になるところです。

それと、そのときにも指摘というか、広報でのお知らせなんかの掲載であるとか、ホームページなんかで採用期間がもう始まっているのに掲載されていないとかということがあって、その後、私もずっと見ていたわけではないのですけれども、結局ホームページのほうは掲載されなかったのかなというふうに感じていましたので、それについてもお答えをいただきたいと思います。

それと、町村会の試験だけではなくて社会人枠の試験も、これはずっとおっしゃっておられますけれども、続けていくということでもありますけれども、例えば年度内に再度採用を視野に実施をするということになるのか、毎年度1人でも採用するという形で行っていくのか。

これらの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 私のほうからご答弁申し上げます。

今回の4月16日の採用試験に当たりましては、応募者は2名で、2人とも現職の公務員の方が応募していただきました。1名の方は道東の現職の消防職員であります。今回採用された方につきましては、大学を卒業した後独立行政法人で勤務をされて、その後愛知県の豊明市の職員であった方が今回当町に応募していただいて、採用になったということでもあります。

1つだけお話をさせていただきたいのは、今回の町が独自にやる採用試験につきましては、基本的に町村会がやる試験と全く同じでありまして、宗谷町村会におきましては日本人事試験研究センターが行う試験をもとにして、それにあわせて職務適応性の検査等を行って、面接を行うという形でありますので、当町も全く同じでありまして、日本人事試験研究センターの試験を実施した後、適性検査を行って面接を行うというスタイルでやっていますので、決して町村会と全く違うような取り扱いを恣意的にやっているとかということではないということだけをご承知いただきたいというふうに思います。2名の方の応募で、1名のみ採用というふうになりました。

それから、保育士については、募集をしましたけれども、実際に社会人枠での応募はなくて、実施はされていません。

それから、ハローワークの関係、今回この方々につきましては基本的にはハローワークを活用していただいたというふうに思っております。

それから、ホームページの取り扱いでありますけれども、言われた後にうちのほうとしては中に入れてやってきた経緯が、私のほうから直接担当のほうに申しましたので、その辺は対応しているというふうに思います。

それから、今後の年度内での社会人枠での採用ということ、これについては来年度になろうかと思えます例えば早期退職者の状況だとか、そういうものを踏まえながら対応しなければなりませんので、基本的には年度内に再度募集をかけるということもあり得るというふうに思います。また、毎年それを行うのかということですが、これは町村会の採用試験の大卒、それから初級の採用状況によっても変わってくる場所があると思えますので、これは毎年度行うのかと言われれば、そのときの状況に合わせて対応せざるを得ないのかなというふうに考えているところです。

漏れているところがあれば。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 済みません。先ほどちょっと聞きたいことを漏らしてしまったので、再度お伺いしたいと思うのですけれども、今回もともと行政関係の方々が応募して、試験を受けてくださったということで、本当に即戦力という感じにはなるかなと思うのですけれども、先ほどの今後も試験を続けていかれるというところで、2月、4月と林業、農業、商工業というような専門性について経験があればより可というような、こういう募集を続けていらっしゃるということなのですけれども、社会人枠の募集がされ始めたころというのは、そういう要件というのは特別なくて、一般行政職というような感じで、この点についてはどちらで今後進めていかれるのか。再度また、専門分野の方を採用できたわけではないと思うので、そういう形になるのか、これを再度お伺いしたいと思います。

それと、社会人枠のほうではなくて、職員の採用ということで町村会の試験についてなのですけれども、今年度4月1日からの採用ということでは高卒の方々3名でしたか、お断りをされてしまったということでありましたけれども、高卒の方を採用しようということであったわけです。それで、これまでは主に大卒の方々を何年間か続けて採用されてこられて、これも採用が再開されたときは高卒の方と大卒の方どちらも採用したというところもあると思うのですけれども、どちらか一方ではなくて、特に地元の若者なんかにとっては、高卒であっても大卒であってもどちらでも受けられるというような間口を広げるような募集であるとかということが、そのほうがいいのではないかなというふうに思うので、この点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） まず、1点、専門的な部署に配置するための職員募集の関係、確かに当初、前々回はそういう形にさせていただきました。しかしながら、そのことによって多くの応募があったかということ、決してそうではなくて、今回についてはそういう形でなく一般行政職という形で応募をお願いしたということでもあります。今後も、特に専門性を求める部分については今も変わりはありませんけれども、ただ応募に関してはそうい

う形ではなくて今回と同じような形で一般行政という形で取り扱うことのほうが望ましいかなというふうには考えています。

大卒と高卒の採用の部分でありますけれども、うちが当初復活したときには、10年間空白になっているために、それを復活させるには年齢的な構成のことも考えながら対応すべきということで、大卒を主にとって、年齢幅を広げるということではなく、縮めたいということもあっての採用だったと思います。ところが、おとしからでもそうですけれども、基本的にはそこに余り比重が大きくなるとそこに集中してしまうということもありますので、できれば高卒が欲しいなというのが去年あって、去年は大卒を募集しないで、高卒だけで対応してきたということでもありますので、今後もその辺の間口の取り扱いについては職員の全体的な状況を踏まえながら対応する必要性はあると思いますので、高卒、大卒満遍なくその辺の対応を考えていく必要性はあるかなというふうに思っておりますので、来年度のうち募集に関しても高卒も大卒も募集としてはやっていく考え方には立っているということでもあります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 若干だけ補足をさせていただきたいと思います。

かつてと違いまして、今は公務員だからといってたくさんの方が応募してくれるという状況にはなかなかないかなというふうに思っています。ただ、町としては少しでも力のある職員を採用して育てていきたいということから、副町長にもお願いしているのですけれども、これから町村会の試験も含めて、今こっちに来なければ受験できないというよう形になっているので、札幌だったり、東京だったりとかというような試験会場、これは町村会全体でとかという話ですけれども、そういったようなことも考えていただけないかということも町としても提起をしてやっていきたいと。それと、試験の方法、内容についてもほかの自治体では今やっているような行政職の能力、専門性の高い評価試験というだけではなくて、民間の会社が開発した総合能力評価の試験を採用しているというような自治体もあるというふうに聞いていますので、試験方法等についても新たな仕組みができないかということも、少し時間がかかる部分もありますけれども、そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 職員の採用については、今年度に関してはちょっと残念な部分があったわけですが、そういった反省も生かして、ぜひ魅力ある職場づくりであるとか、まちづくりを一緒にしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、3問目は新たな施策等の現況や今後について伺います。ライドシェアの利用では、実質無料から実費負担に変わるということでありましたが、利用状況等に変化は起きているのでしょうか。

なかとん牛乳では、4月から町直営として加工が再開され、カップアイスの販売なども行われているようであり、改めて乳製品の採算性や牛乳、農業体験交流施設の今後の展開

等について伺います。

経営状況が心配される南宗谷福祉会では、今年度から改革が実行されるとのことでしたが、経費の節約等は図られているのでしょうか。長寿園空床の状況もほぼ満床に回復しているとのことでしたが、変わりはないでしょうか。利用者へのサービスの低下はないか。持続可能年数の試算など、今後の見通し等についても具体的にお答え願います。

また、今定例会ではエゾシカ食肉加工処理施設の建設に対し、地域づくり活動支援制度から約1,000万円の補助金が予算計上されておりますが、事業の概要等は適切でしょうか。排気、臭気、環境対策には問題ないか。建設予定地とされている藤井地区は、町民がウオーキングなどにも活用しており、熊などと遭遇するおそれが高くなるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

まず、ライドシェアは、4月20日から利用者に実費負担をいただく運用に切りかえて実証実験を継続しているところですが、変更後5月の連休を挟んだことやこれまで利用していただいた方はタクシーチケットを優先して使用している状況があることから、実質無料時に比べて若干減少傾向にあります。具体的な統計としては、一定期間の実績がまとまり次第お示ししたいと考えております。

なかとん牛乳は、町民の皆様に地域で生産される牛乳を消費していただくと同時に、本町をPRする貴重な物産として活用していきたいと考えております。飲用乳販売のみでの採算性の確保は難しいものの、町を宣伝するツールの一つとして位置づけているところであり、今後はイベント時や期間限定という形でカップアイスやソフトクリームの販売等も予定しており、これらの加工品販売収益で少しでも飲用乳分の補填ができればと考えております。また、平成28年度では商工会が事業を実施している小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業においてなかとん牛乳を使用した特産品の開発及び試験販売も行われておりますが、今後もなかとん牛乳を活用した商品開発の機運が高まればと期待しているところであり、農業体験交流施設につきましては、なかとん牛乳を活用した体験メニューを宣伝するなどにより施設の利用率の向上を図っていきたいと考えております。

南宗谷福祉会におきましては、現在経費の削減を図っている状況ではありますが、引き続き経費削減についての施策の協議を進めております。また、居室の状況におきましては、特養、養護合わせて97から98%の入所状況であり、利用者の確保に向け努力している状況であります。利用者へのサービスにつきましては、職員のスキルアップ等により利用者へのサービス向上に向け努力をしているところであり、施設運営の見通しにつきましては、本年度予定しています介護保険事業計画の策定に伴い、見通しを立てていきたいと考えていますが、宗谷総合振興局の助言をいただき、法人と協議を進めているところであり、

エゾシカ食肉加工処理施設の建設については、地域づくり活動支援補助金条例の趣旨と合致しており、その事業概要についても問題がないものと考えております。ご心配されております排気、臭気、環境対策については法的に問題がないものと捉えておりますが、周辺環境への配慮や野生動物への影響も考慮して実施していただくよう、事業採択に向けて条件を付すなどの対応をとっていくことと考えているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、再度、まずライドシェアについて、4月20日から実費負担に切りかえということになったということなのですけれども、すぐゴールデンウィークがあってということで、例えば行政施設などに用事がある方が多いというようなことになるのかなと思うところなのですけれども、タクシーチケットを優先して利用されているということは、タクシーチケットは高齢者の方にとっては使いやすいということになると思います。これは以前から申し上げているかなと思いますけれども、ライドシェアをやることによって、改めてタクシーチケットの需要の高さなんかもわかるところがあるかなというふうに思います。この点でライドシェア、今の形で続けていく中で、それだけではなくてほかの交通手段、例えば公用車、大型のものとか、スクールバス、病院のバス、温泉のバス、こういったいろんな交通手段が町の中では日々動いているわけなのです。なので、今のライドシェアとは違った形のライドシェアというのも移動手段としてあるわけですから、同時にそのような可能性を探っていくということも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、この点いかがか。

それと、なかとん牛乳については、先ほどちょっと細谷議員に質問をとられた部分があるのですけれども、採算性の点で私もお伺いしようかなと思っていて、収支決算については後でお示しいただけるということでしたので、それ以外でお伺いしたいのですけれども、200ミリと900ミリという牛乳があって、私の記憶違いかもしれないのですけれども、私の記憶では200ミリのほうがちょっと赤字なのですと、900ミリのほうが逆に黒字なのだというふうに聞いた記憶がありまして、ただ採算の確保が難しいというところでいくと、どちらも黒字というのはいえないというのが正解だったのかなという感じがするのですけれども、これをちょっと確認をさせていただきたいと思います。そして、アイスのほうの販売によって穴を埋めていきたいというようなお答えがあるので、アイスのほうは黒字というようなことになるのかなと思うのですけれども、これは人件費であるとか、光熱費であるとかも全て含めて原価計算に対して収益がアイスのほうは出るということなのか、これについてお伺いしたいと思います。

それと、南宗谷福祉会については、なかなか現状では具体的にお答えいただけるところが少ないのかなというふうなご答弁かなというふうに感じます。その点、利用状況については97から98ということなので、100%に近いのですけれども、切っているということは、待機されているような方はいらっしゃるような状況でこの数字になっているの

か、100は切っているけれども、待機しているような方もいらっしゃるというようなことなのか、この点いかがか。

また、サービスの向上に向け努力されているということで、業務内でのサービスの向上というのはもちろんだと思えるのですが、プラスアルファで他の施設と差別化を図れるようなサービスなんかについてはどうか。また、いろいろ利用者の方々が楽しんでこられた行事がなくなったりとか、負担がふえるというような変更もあったというふうに伺っているのですが、これをやることで間違いなく経費の節約にはなると思えるのですが、こういったことを全て節約することによって全てがプラスに働くというふうにも思えないのですが、長寿園独自の考えでこういう変更が行われたのか、行政からの指導や助言によるものなのか。また、法人側が抱える行政への不満というのかわからないのですが、そういったものは法人側から何かあったりしないのか。増改築の工事がちょっと停滞しているのではないかなという話もあるようなので、その状況について伺いたいと思います。

それと、最後です。エゾシカの食肉加工処理施設建設については、地域づくり活動支援補助金条例の趣旨と合致しているというふうにあるのですが、この条例、制度だけではないのではないかなというふうに思います。事業の計画の概要を読ませていただくと、エゾシカを含む野生鳥獣の食肉処理場を建設して、地域にある資源を廃棄せず、食肉として販売することで有効活用につなげる。処理場の規模は約20坪で、年間約20頭のエゾシカを食肉として処理し、外食店舗及び一般消費者に販売するということから、私はこれは産業になるのではないかなというふうに思います。そうすると、地域づくり活動支援ではなくて、商工業の振興支援などの制度のほうが適切なのではないかなというふうに思うのですが、この点いかがか。

また、臭気対策なども問題ないということなのですが、例えば排水なんかについてはどのような形で行われるのか。最初に排気、臭気と同じようなことを聞いてしまったので、もともと排水についても聞こうと思っていたので、これについても伺いたいと思います。

それと、事業の採択に向けて条件を付すなどの対応をとって実施していただくというふうにあるのですが、正直これは私は順番的にはおかしいのではないかなというふうに思います。特定の事業、個人、こういったものに対して支出されることが明らかなので、予算審議の段階で条件を付しておく、クリアしている必要があるのではないかなというふうに思います。後でやりますというような口約束のようなものは正直信用できないというふうに思いますので、予算さえ通ってしまえば実際は何も対応しなくても補助ができてしまうわけですから、商売をされるということであれば、例えば商工会に加盟をしていただくとか、野生鳥獣の猟を行うということであれば、猟友会のようなものに入会をしていただくなど、補助を受ける上で信用を担保する対応はとられておられるでしょうか。たくさんありますけれども、再度お願いします。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 私のほうからは部分的に答弁していきたいと思います。

まず、ライドシェアにきましては、5月の連休によって利用が若干落ちたという説明をさせていただいたのですが、そこはまず電話対応が役場しかできないというところに大きな要因があるのかなと。ですので、アプリケーションを持って自分で動いた方はいると思うのですが、今まで電話で頼んでいた方は、役場がそこは職員が常駐していないということで一部使えなかった方もいるのではないかと、これは想定なのですが、そういったことで利用が若干下がったのではないかとというふうに想定しております。

あと、タクシーチケットの優先的な利用の高さという話ですが、逆に我々は、タクシーチケットを持っているご高齢者がライドシェアという仕組みがあることによってタクシーチケットを先にとといいますか、優先的に使ってもその後でライドシェアという仕組みがあるので、安心感があるというのが一方であるのかなと思いますので、実際に4月、5月のタクシーチケットの利用高を見ても、若干ですが、伸びているような実績は出ています。

あと、その他の交通との関係ですが、ライドシェアをこの先もう少し広域化に向けていくという思いもありますし、あとあわせて我々はバス、それからJRといった公共交通の担当部署でもありますので、宗谷バスの動きも含めていろんな問題もありつつ、さらにはJRのいろんな問題もありますが、そこをトータルで中頓別町の交通を考えていきたいという思いも一方で持っています。それとライドシェアの動きとあわせて、短距離、それから長距離、そういったことで町全体の交通は今後に向けてどういった形が望ましいのかというのも考えていきたいと思っています。ただ、今の時点ではまずはライドシェアの実証実験をしっかりとやった上で、方向性としては今年度一部実費負担となったことも踏まえた方向性といいますか、その結果というのをしっかりと出したいと思っているところであります。今現段階ではです。

それから、ミルクと福祉は飛ばさせていただいて、エゾシカの関係なのですが、条件の関係ですが、もう既に地域づくり活動支援補助の採択に向けた審査委員会のほうは終えておりまして、そこで後で常任委員会のほうで発言しようかと思っていたのですが、条件を付して採択としたいという考えを持っています。その中でもちょっと排水の関係も触れていますので、ここで若干触れたいと思いますが、条件の一つとしまして、環境について配慮すること、特に排水処理については沈殿ますをつくるなどの対策を講じることというのを1点目の条件に考えております。条件2、3も、せっかくなのでお話ししますが、経営の継続性を確保するために、今後においては猟友会への加入も含めて地域全体との連携、協力体制を確立することというのを条件の2つ目としております。条件の3つ目ですが、地域づくりの観点から地域内消費と将来的な特産品開発を目指すこと。一応この3点を審査委員会の採択の条件として、本人にも提示して、今後それに向けて努力、それから改善いただくといったお話もいただいているところであります。

あと、排水のほうですが、その旨を本人に話した上で、沈殿ますのほうをしっかりと、



川に流さない、そういった取り組みをしていきたい。ただ、あそこにつきましては水質汚濁の特定施設には当たらないということですので、届け出義務はないと、法的には問題ないというふうにされておりますが、ただそうはいつでも環境に配慮していくという町の思いがありますので、沈殿ますをつくって、そこに一回ためて、そこで固形物があれば取り除いて、水だけを浸透していくというのを最低条件にさせていただければというふうに考えて、本人に提示したところであります。一応条件と排水のことですが、商工業のほうは産業課のほうからお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） まず、なかとん牛乳の部分についてお話ししたいと思います。

収支部分については、先ほど細谷議員にご説明いたしました。後ほど資料を提出したいというふうに思います。

あと、牛乳の単価の部分でございますが、昨年一般質問の中でお答えさせていただいていますが、確かに200ミリリットルの部分につきましてはかなりの赤字が想定されると。ただ、900ミリリットルの部分については、若干ではあります。製造コストと販売価格での比較では若干の黒字が出る見込みということではあります。これもあくまでも200ミリリットルをつくりながら900ミリリットルをつくるという中の人件費の割合を分割というか、した形の中でのコスト計算になっておりますので、単純に900のほうがもうけられるのだということにはなかなかないということ。また、消費期限が製造日を入れて4日と短いということがどうしてもネックになりまして、その辺のロス部分も当然製造コストの中には見ておりますので、その部分で大量につくって大量消費することになかなかないということ。コストは高くなってしまいうということになります。

あとアイスクリームのことなのですが、先日ゴールデンウィーク期間中になかとんアイスと銘打ってカップアイス販売させていただきました。道の駅と温泉だけなのですが、187個を売り上げさせていただいています。これにつきましては、製造コスト、人件費も含めておおむね130円ぐらいになるのかなという見込みをしています。実際には販売は250円で売っていただいておりますが、その部分については卸価格とかもありますけれども、おおむねそれぐらいにはなるのかなと思うのですが、アイスだと消費期限が長く持てるということで、ロスを考えなくてもいいということになりますので、そういう意味で製造コストが下がるということが出てくるかなと思います。いずれにしても、あの施設はもともと体験交流施設ということですので、製造施設ではないというところで、大々的に製造するというのがなかなか難しいものですから、今後も期間限定だとかという形で、なかとん牛乳を使ってこういう商品ができていく、こういう体験もできるということをお知らせしながら使っていきなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

そして、エゾシカの食肉加工処理施設の関係で商工業の支援条例のほうが適切ではない

かというお話がございましたが、これに関しては商工会のほうに本人のほうから簡単な相談が一回あったという話は聞いておりますが、その後の相談というのは特にされていなかったという話を伺っております。その中で、商工業のほうの申請には今回来ていないという形で私どものほうは承っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、法人の関係でお答えしたいと思います。

まず最初に、待機状況というところでお話がありました。その中で、現状としましては、今現在ですけれども、養護55名のところ、今現在満床、55名入っています。待機者が数名いるという現状ではあります。あと、特養でありますけれども、5月の時点で53名いましたが、1名亡くなって、6月1日の時点で52名、今現在、6月に入ってから2名ほど亡くなっていますので、今の時点で50名の状況ということになります。特養については、早急にという待機者は今現在いないところですので、入る方ということで、その活動をしている状況ということになります。

あと、施設の関係ですが、経費節減というところで町のほうと協議しながら、どう節減していこうかという話はしていましたが、実際的には行事の縮小だとか、そういう部分についてはうちから直接、この行事はやめなさいとかといったことではありませんので、あくまでも法人独自の施策として出てきているというふうに私どもも考えております。

もう一点、他の施設との差別化というところでは、これにつきましては、どういうことができるだろうというところでは今現在協議を進めている最中でありまして、今何をやろうと直接出ているものではありませんけれども、今後についてその辺はもっと詳しくというか、深く協議を進めていきたいなというところでは考えているところでもあります。

あと、法人からの不満は聞いていないでしょうかというご質問だと思うのですが、私ども直接としては不満という形では現在聞いてはいませんので、ほかから聞いている方がいれば、教えていただければどういうことがあるのかというの也被えられるのかもしれませんが、現時点では直接聞いていないということでご承知おきいただければと思います。

もう一点、増改修の進行状況ということでもありますけれども、法人と協議している中で、実際建築が始まっていく中で若干の変更の要望とかもありまして、そういった要望をしていく中で設計変更も一部ありまして、若干のおくれはありますけれども、大きなおくれはないというふうに私どもは今考えているところでもあります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 多岐にわたりお答えをたくさんいただきまして、再度新しい施策ということで1点だけお伺いをさせていただきたいなと思うのですが、先ほどこれも細谷議員の質問に町長がお答えになっていたかなと思うのですが、ブドウの関係、

担当のほうからお答えいただいてもいいのですけれども、前に一般質問のときでしたか、お話をしたときには離農された農家二、三軒のところでは定植をしていきたいというようなお話だったと思うのですけれども、先ほどもう定植されたのか、これからされるのか、ちょっと聞き漏らしたところがあるのですけれども、この点の今の状況についてお伺いしたいなと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） ワイン用のブドウの試験栽培でございますが、試験栽培の場所につきましては松音知の離農された農場の空き地を活用するところが1カ所と、あともう一カ所については弥生の一般廃棄物処理施設の上のほうに、今ソバで使っていただいているところなのですが、そこは町有地なのですけれども、その1区画を使うということで考えております。圃場の植えつけにつきましては、天候が悪かったり、寒かったりですとか、土をならしたりですとか、起こしたりとかということで土壌改良を今しているところで、来週ぐらいに植えつけができるかなという見込みでいるところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 会議を続けます。

一般質問を続けます。

引き続き、受け付け号4、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け号4番、議席番号7番、星川です。私は、今回2問の質問をさせていただきます。

それでは、1点目、企業誘致のその後についてでございます。町長は、去年の多分春だったと思うのですけれども、貝化石を製品化するための企業誘致を表明されましたが、その後進展はあったのか。進出予定企業は、先駆けて町内に民間アパートを建設し、町から多額の補助金を得ている。その関係で、補助金と企業誘致は関連があるのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

企業誘致施策に係る貝化石の取り組みについては、誘致予定企業は既に鉱業権、採掘権を取得しており、現在林地開発許可のための調査、測量を行っております。工場に関して

は、具体的な事業計画の策定に取り組んでおり、施設や設備に関する内容がほぼ固まってきたており、おおむね今月中には正式な提出があるというふうに予定されております。現状としてさまざまな手続等に時間を要していることから、実際に施業を行うのは早くても平成30年度当初ころになるものと想定しています。また、貝化石の事業と民間アパート建設は別事業であり、補助金の関連はないということでもあります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） ただいまの町長の答弁ですけれども、今月中に正式な事業計画等が提出される予定とありますが、この話が出た時点で1年後、要するにことしの春には多分企業が実施されているというようなそのときのお話でしたが、その後関係者の中では情報が共有されて、わかっているかと思うのですけれども、私たち議員、そして町民には全くこの企業誘致、またこの後にもちょっと質問するのですけれども、2問目の質問の中も合致するのですけれども、なかなか町からの情報が発信されてきていない。そして、先ほど細谷議員の答弁にもありましたが、町は情報公開と住民参加を基本に運営、要するに基本理念に立っていかなければならないものと認識していますとお答えされましたが、何かこれは後退していると私は思っております。もう少し情報発信をしてもらわなければ、私たちが出向いて町長や関係課長に聞けば、それは情報が伝わるかもしれないけれども、私も内気なもので、そこまで尋ねられないというのが本音でありまして、町民に聞かれてもなかなか返答できないのです。どこに建つの、どんな工場なの、そして公害問題はどうか、というような質問をされても、なかなか私は答えることができないのが実際です。

それで、今月中に提出予定がありますとありましたが、提出した後、これは先に町民に説明会を開いてもらいたいと思います。というのは、立地場所、そして建ったところによって、要するに公害問題、そのような懸念がなされておりますので、町民の理解を得てもらうのが先だと思えます。それからでも、企業誘致は町民のオーケーサインが出た後でもいいのではないのかなと私は思いますが、町長のご意見はいかがでしょう。

それと、確かにアパートの関係とは補助事業の関連はありません。このアパートの建設予定地がどのようにしてこの会社に伝わって、そこに建ったのか、再度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 去年のたしか2月くらいだったと思います。私のほうに今回の事業に関して事業主となられる方から、事業開始に向かって相談がございました。この段階で速やかに私としては議会にもお伝えをしたというふうに考えています。ただ、具体的に話を進めていく中で、実際に鉱業権の取得の問題、それからこれは今回の事業者の問題というわけではなくて、前事業者の方が林地開発許可をとらないまま事業をやっていたというような、そういったような事情もあって、これらの手続というものに時間を要したということで、林地開発許可についてまだ実際は終わっていないというような状況にあります。

それと、当初のこの企業の方がお持ちいただいた計画は、総事業費が十数億円というよ

うな非常に大きな事業でありましたけれども、私どもとしても事業規模とかいろいろ不安もございまして、実現可能性というようなことを含めていろいろやりとりをさせていただいてきています。当初は、事業者の方が相談していたコンサルタントもそれなりの補助制度を活用していけるのではないかなというような話もありましたけれども、これは国とか、そういったようなところにもいろいろ問い合わせましたけれども、なかなかそういうものがそうあるということではなくて、今それでも1件、国の補助制度の活用もできるのではないかなというようなものについては相談をかけながら、その事業の規模、それに伴ってできるかどうかという判断になっていくと思うのですけれども、これまでの経過についての部分については、一々公にすることが適切だったかどうかというところについては判断に私としては迷うところがありますけれども、少なくともある一定の事業規模が固まった段階においては、これはしっかり説明をして、議会、町民のご理解をいただいた上で誘致に至るというふうに考えておりますので、まず今具体的な計画、場所の問題も含めてですけれども、これらを整理した上でしっかりと説明をしていくというふうに考えておりますので、この間ちょっと時間を要しましたけれども、今申し上げたような事情があったというところでぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、アパートの関係については、細かいやりとりは担当課のほうから補足してもらえればと思いますけれども、この方はもともと会社が富良野市のほうでアパート経営をされていて、ここで操業を始めた場合の住宅の確保というようなところで相談を受けた際に、本町の住宅事情、その中で民間のアパートの助成制度などによって一定の戸数確保を図っていると。ただ、当初の計画は採用する職員の想定も相当な数でありましたので、到底その段階の数を賄えるような状況ではなかったもので、もしその規模でやるとなると、また住宅の確保の問題ということを考えていかなければならないかなというような話をしておりました。そんな中で、民間のアパートの助成というような制度があるということで、この企業は既に多くのアパート経営もされていると、そういう実績から、また非常にアパートとしては建物の付加価値の高いとか、非常にいい賃貸住宅を提供しているというようなことから、ぜひこの地域でもそういったアパートを提供できればというようなことから実施に至ったということでもありますので、その部分は貝化石のほうの事業とは別だというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） アパート建設の予定地についての関係なのですけれども、アパート建設予定地につきましては、一昨年から宮下定住団地だとか、消防だとか、あかね団地の建設予定地の売り払いの情報を旬報によって出してあります。昨年もまた同じような形で旬報で情報を発信しております。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長と課長の説明でわかりましたけれども、今後提出が決まっ

たら、早急に町民に説明会をしてもらおうということで納得してもらいたいと思います。

それで、民間アパートなのですけれども、私が行けば一番わかると思うのですけれども、今入居されているのは満室なのですか、それとも作業員宿舎を確保する意味でまだあいているのか、そこら辺だけ再度確認です。

○議長（村山義明君） 山内建設課長。

○建設課長（山内 功君） 今現在、6月の現在で12戸のうち10戸入居済みとなっております。あと2戸については、情報的にはまだ入って来ていません。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） アパートの関係でちょっと補足したいと思います。

2戸の部分も今現在募集しているというふうに聞いていまして、従業員のために確保しているというわけではないというふうに聞いていますので、補足させてください。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 私が行って調べれば、一番事が簡単で終わったことなのです。

12戸のうち10戸入居、そして2戸募集しているということですが、本格的に企業が誘致されて始まったら、また民間アパートを建てるとは、それとも従業員宿舎を建てるとは、聞いているかどうかわかりませんが、3回目ですからもう質問はできませんね。そのようなことで、どういった絡みでこういうような民間アパート、目的は従業員宿舎というのか、町民のために建ててくれたのだらうと思います。そこに先に、事業も始まらないで民間アパートを建設し、その民間アパートを運営して利益を得ていって、これから民間アパートもまだ進展していくのかどうかはわかりませんが、今後このような規模、町民の事情をあわせて、民間アパート建設のことについては建設課長も今後もっとも検討していただきたいと思います、安易に民間アパートということを考えないでいただきたいと思います。

それでは、2点目の台湾との国際交流についてお伺いします。昨年秋、町長みずから台湾へ出張し、突如中華大学と協定を結び、華々しく国際交流をスタートさせました。その後3月に中華大学関係者が来町しましたが、その後全くこれも話が聞こえてきませんが、今後どのような事業展開を考え、また動き出すのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

台湾との交流につきましては、中華大学生のインターンシップの受け入れについて大学関係者と協議を進めており、7月4日から8月10日までの38日間、予定では4名の大学生を受け入れることを先日確認させていただいたところです。学生の皆様は観光学科の生徒であり、本町の外国人観光客の誘致に向けた対応や本町の観光情報の発信、周辺町村も含めた道北の観光資源の掘り起こしなどを担っていただく予定となっております。

中華大学とは別日程で本町に来町された中華航空関係者との事業展開については、具体的な協議は進んでいない状況ではありますが、試験的に本町を中心とした周辺地域でのツア

一の検討がされるなど、今後も関係者と連携を図りながら、本町にとって有益と見込まれる事業展開ができれば、進めていきたいというふうに考えているところであります。華々しくということではなく、地道に進めているということでもあります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今答弁で、7月4日から8月10日までの38日間、予定される4名の大学生を受け入れるということなのですが、これは継続的なことなのですか。年何回かこうやってインターンシップを受け入れるということなのか、それともその後中頓別町民が逆に、中学生でもいいですよ、そういった経験、台湾へ行ってそういうところの経験もさせるような試行を考えてもいけないのかお伺いします。

それと、中華航空関係者との事業展開でございますけれども、その後そちらのほうと全く検討がなされていないのかなのですけれども、間にちょっと、私個人のことなのですけれども、この関係者絡みで小頓別地域にとっていい話もいろいろと持ち出されてきて、何人かで話し合いをしている最中なののですけれども、今後町も交えて小頓別地域のことを考えていってもらえるという、そういった関係者もおりまして、その後そういった話は町のほうにも聞こえていないのかどうかお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、今回のインターンシップの関係でありますけれども、これは大学の授業の中の単位の取得というか、生徒にとってそういう位置づけにもあるということでありまして、基本的には今年1回の実施で、次年度以降につきましては今回の実施の結果を踏まえて、先方の評価もありますでしょうから、どうなるかというようなこと、当然受け入れたこちら側のほうの課題等もありますので、実施後に両者でこの事業の検証を行った上で、どうしていくかということを考えていくことになるのではないかとこのように思っています。そのあたりが良好に継続されるというような状況であれば、また先ほど言われたような広がり、学生だとか地域の方というような広がりも可能性としてはあるかもしれませんけれども、まだ現時点でそこまでのところは考えている段階ではないということでもあります。

それと、中華航空ツアーの関係でありますけれども、先方関係者の中でもいろいろ見方があるのかなというふうに思いますけれども、やっぱり一番の課題となったのは宿泊するところということ。すぐ試験的なツアーを送りたいというお話でありましたけれども、定期的に例えば20人とかという規模を当町で受け入れられるかという、施設があいていればいいのですけれども、ちょうど繁忙期だと既に予約で埋まっているというような状況も想定され、なかなか難しいのかなと。そんな中で、そういうツアーのオペレーション自体は本町のほうで取り組みつつも、周辺町村の宿泊施設を活用するというような方法などについても検討した経緯はありますけれども、それについても結論から言うと実現には至っていないというようなことでもあります。基本的には宿泊する場所、食事をする場所、そ

れと夜も含めてある程度楽しめる場所と、そういったようなことなどがツアーの構成要件として必要なというふうに言われておりまして、なかなかすぐにはそれに応えていくということは難しいかなというふうなことであります。先方としては、若干こちらサイドのスピード感のないところに不満もあるかもしれませんが、町としても一足飛びにそういったことを展開するというのではなくて、今回はあくまで中華大学のインターンシップの受け入れを中心とした協定から始めると、そういうスタンスでおりましたので、町としても無理なことを性急にすることにはならないのかなというふうな思いであります。

それと、小頓別にある建物に対して先方が非常に関心をお持ちになっていてというふうなお話は伺っております。我々としても実はその施設については、後ほど予算のほうでもご説明をさせていただくことになると思いますけれども、新しい補助事業、10割の事業を活用して活用を検討していきたいとしているところでありまして、ぜひそのあたり折り合いをつけて、いい形で活用できるような事業になればなというふうな考えているところでもあります。若干調整を要するところがあるかもしれませんが、前向きにそれらについては解決して、進むようにできればというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。町長が言うように、背伸びして急に急いで事業展開をすることなく、地に足をつけてゆっくりとやっていくのが一番いいのかなと思っております。

私が今回のこの提案、質問を2点したのは、さっき言ったように、町長が先頭になってこのような事業を展開している中でなかなか情報が共有できないというのがありまして、こういう質問をさせてもらったわけなのですけれども、これとあわせて、きょうの行政報告の中に私は入るのかなと思ったのですけれども、歯科医師、診療所のことです。前回までいろいろと騒がれていた道の厚生局からの指摘などが、その中間発表も途中経過も何もなしに、前院長がやめたから、もういいのだというような感じで報告もないのか、全くそこら辺が私にとっては納得いかないところでありまして、今後そのようなことのないように、情報は絶え間なくお互いに相交えて情報を提供してもらいたいなと思っているわけなのですけれども、その点最後に、そういったことを踏まえて町長は今後どのように議員に対して情報提供してくれるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 最初に、厚生局の関係でありますけれども、先回の指導から1年経過した段階で再度指導があるというふうになっていました。もちろん先生がかわったので、これはどうなるかわかりませんが、そういったことを経て、最終的にどうなったかということについてはちゃんと報告はさせていただきたいというふうに思っております。終わったとかということではないので、そこはご理解いただきたいと思います。

町が進めている事業に関してなかなか情報が伝わらないというお話でありまして、その



ことについては率直に反省を申し上げたいというふうに思いますけれども、対議会との関係で申し上げますと、逆に言えば私どもも説明させていただく機会をぜひもっともっと持ちたいというふうに思っています。常任委員会だけではなくて、全員協議会という仕組みもありますので、昔は事前調整というか、そういうものとしてあって、それは好ましくないという想定で本町の場合は開催されていないのかなというふうにも思いますけれども、政策の内容とかを率直に審議、議論し合える場であると私は思っておりまして、ぜひそういう機会などを、むしろこちらのほうがたくさんできるような運びになれば大変ありがたいというふうに思っているところでありまして、ぜひその辺については今後協議をさせていただければというふうに思っているところであります。また、町民の皆さんに対しても、できるだけそういう政策に関する情報を早く適切に伝えていけるようなことも考えていかなければならないというふうに思っておりますし、あわせて細谷議員の質問にも答えたとおりでありますけれども、そういった観点からも進めていきたいというふうに基本は思っておりますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 以上で終わりにします。よろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 東海林です。観光地域づくり振興計画概要からお尋ねいたします。

顧客に対するワングレードアップ提供の具体的な対策などがなかなか見えてこないのです。どうも理念ばかりが先走って、理念の説明が多いような気がするのですが、そこで具体的にはここで記述されているワングレードアップは何をどう変えようとしているのか、それがグレードアップと言っている意味なのか、その辺がよくわからないので、ちょっと解説してください。

それから、ピンネシリ温泉の未来像を具体的にお聞かせいただきたいのは、概要で言っているのは現在の位置からコテージ側に移して云々とあります。何をどう移すのか、その辺がなければわかりませんので、教えてください。

それと、概要にちょっとがっかりしているのは、鍾乳洞の将来の姿が全く表現されていません。私は、鍾乳洞の存在はピンネシリ温泉と町の観光の2大拠点と思うのです。なぜ鍾乳洞の将来像が表現されないのかお聞きしたいと思います。

それから、最後に、観光に対する町民意識の変革を求めて研修、説明会で人づくりを目指すと思いますが、誰がこれを担うのでしょうか、どなたがやるのでしょうか、その辺お聞かせいただければ。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

ちょっと長くなるので、大変申しわけありません。まず、1点目でありますけれども、

観光振興計画では本町でゆっくりと滞在を楽しむ顧客をメーンターゲットとしており、本町での滞在を快適に楽しんでもらうことが重要と捉えております。そのためには、宿泊施設の設備等の改善と本町の観光関連施設の連携を図っていくことが必要との認識をしているところであります。宿泊施設については、敏音知地区にあるコテージの改修及び周辺の整備に向けて、改修内容の検討を速やかに進めていきたいと考えております。また、観光関連施設間の連携につきましては、観光地域づくりを進める民間組織、DMOの設立により観光施設の一元的な管理運営と情報発信、マーケティングの実施による滞在のプランの企画、販売を進めることにより、ワングレード上の上質な滞在スタイルが確立されるものと考えております。本年度は、コテージ等の改修に係る調査設計を実施するほか、観光振興計画を進めるため、暮らし体験フォローアップ事業を実施し、DMO設立に向けた具体的な方法について協議検討を進めることとしております。

2点目であります。ピンネシリ温泉につきましては、施設、設備も老朽化していることや利用者のニーズに合わない設備等も見受けられることから、温泉の将来のあり方を見据えた整備を検討することは重要と考えております。本町は、地域的にもツアー客が大型の観光バスを利用して訪れるような観光地を目指すのではなく、本町での滞在を楽しんでもらう家族やグループ等をターゲットとした滞在型、体験型の観光地を目指す方向で進めていきたいと考えております。そのためにも、訪れる方々が快適に滞在していただける施設の整備を進めていかなければならないと考えております。ピンネシリ温泉は、町民の保養施設であるとともに、本町においては数少ない宿泊施設であることから、温泉の再整備等の考え方について今後検討していきたいと考えております。

3点目であります。観光振興計画では、主として交流人口をふやし、本町のファンとなった方々を最終的には移住へと結びつけていくというコンセプトのもと、地域全体の課題や問題点を洗い出し、地域全体がどうなっていきたいかという観点から検討、協議を進めてきたところです。そこで、地域全体が一体となって観光客の誘致を進めるための組織のあり方などについて取りまとめさせていただいております。鍾乳洞につきましては、北海道指定天然記念物であり、他の地域にはない資源であることから、ふれあい自然公園として整備も進めてまいりましたが、今後も本町の観光資源として貴重な存在であるとの認識に変わりはありません。

4点目であります。本町が進めようとしている滞在型、体験型観光では、ガイドとなるスタッフの育成はもとより、町民の皆様一人一人が訪れた方々との交流を深めていただくことが重要と考えております。観光地域づくりを進める民間組織DMOの設立に向けた勉強会や説明会を通じて町民の皆様にご理解とご協力をいただけるように進めていきたいと考えております。本年度に実施する観光振興計画推進のための暮らし体験フォローアップ事業の中で具体的な方法について検討してまいります。これらの事業につきまして、4点目ですけれども、町が主体的に役割を担っていくという考え方を持っているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長に一生懸命答弁していただいたのだけれども、私が言っていることは簡単なのです。何をどう変えるとか、そういうことでなければなかなか納得できないところがあります。町長の答弁が余り難し過ぎるといえるか、もう少し頭の悪い私にもわかるように言ってほしいのだけれども、まずグレードアップって何をどう変えるのですか。例えばコテージの改修がグレードアップになるのか。それから、宿泊施設という言い回しをしていると、それは温泉施設も入るわけですから。温泉施設の宿泊部門をどうグレードアップするのか、どう変えるのか。その辺を1つ聞きたいと思います。

それから、温泉施設を今の位置から道路の向かい側に持っていくという構想、これはこれでユニークな構想だと思うのです。しかし、それにはどういう宿泊施設が伴うのか、入浴施設だけなのか、その辺が大事なところで、町民だって期待しているところなのです。ただ向かい側に移すのではどうしようもないし、それと同時にこの記述の中では大型観光バスを入れてやる云々を目指すものではないというのだけれども、これから建てる温泉入浴施設、それから宿泊施設を目指すのであれば、30人や40人泊まれるようにしないでどうするつもりですか。今の温泉ホテルは、あれは昔の湯治場の施設です。あれを宿泊施設だなんていってグレードアップをして、ちょっと高い顧客を求めるなんていうことはできないと思うのです。施設そのものを根本的に考えを変えないと、一段上の顧客をつかむなんて夢のまた夢みたいな話なのです。それで、温泉施設をどうしようとしているのか、これから考えるというのだったら、それはそれでいいのだけれども、観光振興計画からするとちょっとわからない部分があるのです。

それから、人づくりを誰がするのですかと聞いているのです。町がやるのですか、観光協会に任せるのですか、その辺を聞きたかったのです。人づくりって大変なのです。教育長ならよくわかっていると思うけれども、まさに社会教育をどう行うかという問題なので、人づくりをやるというのは、簡単に言葉で言ったってできるものではないのです。だから、それを誰がやるのか、担当課はどこになるのですか。

それから、これは本当は初めの質問書に書いておけばよかったのだけれども、町がつくって町民に配った観光地域づくり振興計画、この一番裏の町長の挨拶の中に、3行目にですが、中頓別町の観光地域づくり振興計画を策定しました。これは過去完了ですよ。私は見たことないのです。従来から議会の常任委員会において、観光振興計画は議決事項ではないけれども、町にとって非常に重要な計画である。いろいろこれをつくる上においてそれぞれの人の努力があったことは聞いておりますけれども、計画が固まる前に議会としての意見も申し上げたいと、議会としても見せてもらいたいということを言っていたはずなんです。これはもう計画ができ上がっているのですよ、策定しましただから。これは、編成過程において情報をいただきたいということを再三言っていたのがこういったことでは今まで議会が何をやっていたのか、ちょっと私自身混乱してきたので、今策定したものはあるのですかという聞き方しかできないのですけれども、いかがでしょう。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私の答え切れないところは後で担当課のほうで補足をしてもらいたと思いますけれども、コテージ、温泉を含めて施設の位置、それから改修内容、それらについては具体的にはこれからの検討になっているというふうにまずご理解を賜りたいと思います。考え方として、現状の施設の状況では言われているようなワングレードアップの顧客の呼び込みというのはなかなか難しいというようなことから、そのあたりについてはこれから詳細に詰めていくという考え方であります。ただ、一つの考え方として、温泉、道の駅、コテージ、そういったものが一体となっていることが望ましいという基本的な考え方のもとに、配置そのものも道路をまたいで新たに集積させるという考え方もあるのかというような議論がこれまでできてきているかなというふうに思います。ただ、それらも含めて確定とするのはこれからの検討によるところだというふうにご理解をいただきたいと思います。

あと、宿泊施設のキャパシティーに関しても、現状温泉で最大30コテージで20くらいですか、そういったようなキャパシティーになっているかなというふうに思いますけれども、実際に具体的なターゲットとか、あるいは採算を含めた運営の規模とか、そういったことも含めて今後の検討になっていくかなというふうに思っています。

あと、人づくりの主体の話は、先ほど最後にちょっと私は述べたつもりでおりますけれども、答弁書の中になかったのです。具体的にはDMOとかいうような形の中で進めていったりするということはあるかもしれませんが、これらについては町がしっかり主体的にかかわっていきたいという考え方を持っているということでご理解をいただければというふうに思います。

それと、計画の策定過程における議会への説明の不十分さというお話がございました。大変申しわけありません。私としては、一定の説明をさせていただいてきたという認識でございましたけれども、計画の最終盤のところ町民のフォーラムと、そういったような形ではやらせていただいてきたというところでもありますけれども、確定前に議会への説明を欠いた点については大変おわびを申し上げたいというふうに思います。計画そのものは理念的なところを中心を持っているところではありますけれども、この計画、計画書と既になっておりますけれども、これらの推進に当たりまして具体的な展開を進めていく上ではしっかり説明をさせていただきながら取り進めていくという考え方でいきたいと思いますので、経緯については率直におわびを申し上げまして、今後の進め方において穴埋めというか、埋めさせていただくということでご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 議会議員は8名いまして、観光振興計画については非常にみんな関心を持っているのです。当町としても何としても鍾乳洞とピンネシリ温泉周辺を起爆剤とした観光振興計画をきちっとつくって、そこに活性化を求めていくという願いみたいなものを全員持っているのです。だからこそ、観光振興計画は議決事項ではないけれども、

我々もかかわっていきこうと、言うべき意見は言おうということで、観光振興計画をつくる上においてその過程の状況も含めて情報をいただきたいと、我々の願いや思いも場合によってはそこで申し入れようという意気込みでやってきた。これは、常任委員会の所管事務調査に入れてあるのです。そのことが全く動いてこないというのは、ちょっと議会軽視かなと、そう言わざるを得ない。それもありますから、こういう大きな計画は、議決事項ではないとしても、総合計画との関連性からいうと当然議会に報告を含めて情報提供しなければならないものだと私は思うのです。だから、その辺は町長も謙虚に、先ほど星川議員も情報提供が悪いという言い方をしていました。その辺情報提供していただきたいと思うのです。そのことはお願いになりましょうけれども、町長の考えとして先ほどそういった方向でいくというお話もありましたから、それはそれでよろしいでしょう。

ただ、もう一点ちょっと伺いたいのは、私は従来から思っていたのだけれども、温泉の担当課長もやりましたから、一番困ったのが源泉の問題です。あの山奥から何キロも引っ張ってきて、雨が降るたびに水が濁ったとか、温泉の水が少なくなったとか、温度が下がるのは当然です。だから、当時もお金があったらボーリングして温泉を出したほうがいいのではないかと。もう30年以上も前の話ですが、私が企画課長だった時代に業者が何人も来て、中頓別町は温泉が出ますと、もう地質調査もしていると、一番確実なのは敏音知地区、2番目が旭台地区と、そこまでちゃんと読んでいるのです。その後、豊泉にも出るだろうという見方をしていました。ですから、もしホテルを移設するということになるのであれば、いつまでもあの山奥から源泉を引っ張るのではなくて、施設も新しくするのであれば、1億円はかかるのでしょうかけれども、ボーリングをするぐらいのつもりで将来的には潤沢な温泉経営ができるような方法を移設をするということであれば考えたほうがよろしいのではないかと思います。それは、これからまたさらに検討いただきたいと思いますが、町長の今の移設という考えの中では多分今の温泉の源泉をそのままパイプを延ばして向かい側に持ってくるぐらいの考え方だろうと思うのですけれども、ボーリングについての私の一つの提案ですけれども、いかが思いましようか、感想だけ伺いたい。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今の導水施設につきましては、私が観光のほうを担当していたのが平成20年から平成23年ぐらいの間だと思うのですけれども、その中で3カ年かけて導水管を全て入れかえるというような事業をいたしました。基本的には源泉が当面枯渇しないだろうということと、今お話しになったような新たな泉源というか、源泉というか、そういったものの確保ということは難しいだろうというようなことで、その際は現導水施設の管の部分の入れかえというような事業をやってきています。最初の導水から二十数年たった段階での入れかえということなので、今入れかえた管については当初の管よりももう少し長もちするのではないかというふうには考えているところであります。毎日きちんと温泉の貯湯槽、あそこで水量を見ていけば、管の施設の中に問題があれば早目に発見できるかなというふうに思っていますので、私自身はそれが今後も長く続くのかなという想

定でおりました。

かつてあった温泉のボーリングをしたら出るというような可能性については、大変残念ながら後々私が担当していたときも資料等については受け継がれていなかったかなというふうに思います。まずは、そういった過去の資料や、識者に対してそういう可能性があるかというようなことについてはしっかり調べていきたいというふうには思いますけれども、今の段階で感想としてはその可能性があるかどうかについて述べるのは難しいところがあるかなというところで、ご勘弁をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問したことになりますので、以上で終わりますけれども、町長、観光振興計画だけは、まだ書籍として出ていないことは知っているのだけれども、策定したという言い方はちょっと失敗だったと思うのだけれども、早く作成しなければならぬことと、それ以前に議会に状況も含めて情報公開すると、そのぐらいのことは今後努力していただきたいとします。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第30号及び議案第35号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定の件、日程第22、議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算を一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定については平中産業課長、議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算につきましては長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、69ページになります。議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定について。

中頓別町民有林森林整備振興条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

議案の72ページをお開きください。制定の要旨でございますが、中頓別町内における民有林森林整備事業に要する経費の一部を助成し、伐採跡地等の荒廃を防ぎ、森林の公益的機能の向上及び林業の振興に資することを目的に制定するものであります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町一般会計補正予算。

平成29年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,538万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,800万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

先ほど常任委員会付託案件との議会運営委員会報告がございましたので、事項別明細書の内容につきましては省略し、本会議での提案説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、お諮りします。

ただいま議題となりました議案第30号及び議案第35号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号及び第35号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 4時57分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日6月16日午前9時30分から会議を再開して審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、あす6月16日午前9時30分から会議を再開して、議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定の件から審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 4時57分）



上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員